



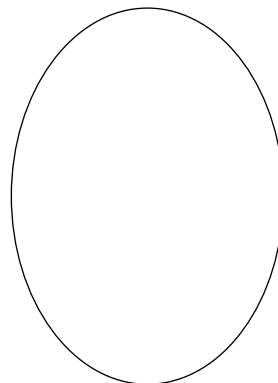
岸和田市人権施策推進プラン

令和4年3月
岸和田市



はじめに

市長挨拶



目 次

岸和田市人権施策推進プラン	1
第1章 人権施策推進プラン策定にあたって	1
1. 人権施策推進プラン策定の背景	1
2. 人権施策推進プランの位置づけ	5
3. 人権施策推進プランの期間	6
第2章 人権施策の現状と課題	7
1. 岸和田市の取組の現状と課題	7
2. 「人権問題に関する市民意識調査」結果から見た課題	9
3. 人権尊重のまちづくりに関するアンケートから見た課題	14
4. 近年の社会情勢から見た施策の課題	16
第3章 基本理念と基本方針	19
1. 本市の人権についての考え方	20
2. 基本理念	21
3. 基本方針	21
第4章 人権施策の基本方向	22
1. 人権教育と啓発の推進	22
2. 相談体制の充実	23
3. 多様なステークホルダーとの協働・連携の推進	24
4. 人権問題の把握	24
第5章 取り組むべき主要課題と実施施策	25
人権全般に関わる施策	25
1 女性の人権	27
2 子どもの人権	31
3 高齢者の人権	35
4 障害のある人の人権	38
5 被差別部落(同和地区)出身者の人権	42
6 地域で暮らす外国籍の人の人権	45
7 HIVや新型コロナウイルス感染症など様々なウイルスの感染者の人権	48
8 ハンセン病患者・元患者(回復者)の人権	49
9 刑を終えて出所した人の人権	50
10 犯罪被害者の人権	51
11 インターネットを悪用した人権侵害	52
12 北朝鮮当局による人権侵害問題	54
13 ホームレスの人の人権	55
14 性的マイノリティ(少数者)の人権	57

15 労働者をめぐる人権.....	60
16 当事者の家族の人権	62
17 様々な人権問題.....	63
第6章 計画の推進.....	64
1. 推進体制.....	64
2. 進行管理.....	64

岸和田市人権施策推進プラン

第 1 章 人権施策推進プラン策定にあたって

1. 人権施策推進プラン策定の背景

(1) 国際的な人権保障の取組

国際連合は、昭和 23(1948)年の第 3 回総会で、差別撤廃と人権確立こそが恒久平和を築く道であるとして、はじめて人権を国際的な問題ととらえ、人権保障の目標や基準を国際的にうたった「世界人権宣言」を採択しました。昭和 25(1950)年の第5回総会では、12 月 10 日を「人権デー」(Human Rights Day)として、世界中で記念行事を行うことが決議されました。我が国では 12 月4日から世界人権宣言が採択された 10 日までの 1 週間を「人権週間」と定め、全国的に啓発活動が行われています。

その後、世界人権宣言で規定された権利に、法的な拘束力を持たせるために採択された「国際人権規約」をはじめ、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)」「(昭和 40(1965)年)」、「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」「(昭和 54(1979)年)」、「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」「(平成元(1989)年)が国連総会において採択されるなど、様々な国際人権条約が生まれ、人権を守るための国際的な枠組が整えられるようになりました。

平成17(2005)年、国連は世界各地で人権教育を積極的に推進していくことを目的に、「人権教育のための世界計画」を策定するとともに、開発・安全・人権の密接な関連性を踏まえて、国連のすべての活動で人権の視点を強化する考え(「人権の主流化」)を提唱しました。

令和2(2020)年から、第4フェーズ^(※1)行動計画(2020年～2024年)(令和2年～6年)が進められ、重点領域を「青少年」として、特に平等、人権と非差別、包摂的で平和な社会のための包摂と多様性の尊重に力点を置くこととされています。

平成27(2015)年の国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ^(※2)」とそれに含まれる「持続可能な開発目標(SDGs)^(※3)」は、人権尊重の考え方が基盤となっています。このSDGsの達成に向けて、世界では様々な取組が進められています。

(※1) フェーズ
段階。局面。

(※2) アジェンダ
行動計画。特に、国際的に取り組む行動計画。

(※3) 持続可能な開発目標(SDGs)
Sustainable Development Goals の略。地球規模の課題に対応するため、2015 年の「国連持続可能な開発サミット」で 193 のすべての国連加盟国が合意した「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された令和 12 (2030)年までの国際目標。「誰一人取り残さない」を理念とし、貧困や不平等、気候変動、環境劣化、繁栄、平和と公正などの 17 のゴールと 169 のターゲットが掲げられており、社会・経済・環境上のさまざまな課題への対応と解決に向け、世界各国の市民・企業・行政が協働しての取組が進んでいる。

令和 2(2020)年 12 月には、国連総会で 16 年連続 16 回目となる北朝鮮人権状況決議が採択され、北朝鮮の人権問題に対する非難や拉致問題の解決を求める表現を前年より強め、拉致被害者の即時帰還を要求しました。

世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大は、生命や医療の危機のみならず、瞬く間に社会・経済・人権というあらゆる側面に大打撃を与える「人類の危機」に至りました。国連は、この重大な脅威に対して、国際的な指針「COVID-19^(※4) ガイダンス^(※5)」を提言し、「パンデミック^(※6)との闘いにおいてすべての人権が尊重され、保護されかつ充足されること、及び、COVID-19 パンデミックへの各国への対応において、人権に関する義務及びコミットメント^(※7)が全面的に遵守されることを確保する」ことを各国に要請しています。

(2) 国内における人権の取組

我が国においては、昭和 22(1947)年に「基本的人権の尊重」を基本理念に掲げた日本国憲法が施行されました。その後、国際人権規約や人権関連条約などを通じて、国家の枠組を超えた国際的な人権保障の確立に努めるとともに、様々な人権問題に対応する個別の法律の整備が進められてきました。

平成 6(1994)年の国連総会において、平成 7(1995)年から平成 16(2004)年までを「人権教育のための国連 10 年」とする決議が採択されると、我が国でも人権保障のための積極的な取組が進められました。

平成 9(1997)年の「人権擁護施策推進法」の施行により、人権擁護推進審議会が設置され、人権擁護施策のあり方についての議論が進められました。

平成 12(2000)年には、人権教育・啓発に関する施策の推進についての国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにした「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が公布・施行され、この法律を具体化するための「人権教育・啓発に関する基本計画」が平成 14(2002)年 3 月に策定されました。計画は、平成 23(2011)年 4 月に一部変更され、「北朝鮮当局による拉致問題等」が人権課題に追加されました。

平成 28(2016)年には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」、「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」が施行されました。様々な人権課題の差別解消を目的とした法律の制定がされたものの、現在、人権侵害の被害者を救済する法律制定には至っておりませんが、人権が尊重され多様性を認め合える社会づくりをめざす取組が進められています。

(※4) COVID-19

WHO(世界保健機構)が決定した新型コロナウイルス感染症の正式名称。

(※5) ガイダンス

手引き。

(※6) パンデミック

感染症の世界的な大流行。

(※7) コミットメント

公約。

平成 28(2016)年 6 月には「児童福祉法等の一部を改正する法律」が公布されました。改正により、児童が権利の主体であること、意見を尊重されること、最善の利益を優先されることなど、児童の福祉を保障するための理念が明確になりました。

さらに、平成 29(2017)年 2 月には「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(教育機会確保法)」が施行されました。不登校の児童や生徒に対する教育機会の確保、学齢期に十分義務教育を受けられなかった人々に対する夜間中学校などにおける就学機会の提供など、年齢または国籍に関わりなく能力に応じた教育機会の確保などが総合的に推進されるようになりました。

平成 29 (2017)年には、共生社会の実現に向けた「ユニバーサルデザイン^(※8)2020 行動計画」が策定され、「心のバリアフリー^(※9)」「ユニバーサルデザインの街づくり」を推進することとされています。

平成30(2018)年には「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(青少年インターネット環境整備法)」が改正され、フィルタリング^(※10)の利用が促進されることになりました。

平成 31(2019)年 4 月には、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」が公布・施行されました。この法律に基づき、旧優生保護法に基づく優生手術などを受けた人に対して、一時金が支払われることになりました。

令和元(2019)年には、アイヌ民族を「先住民族」として初めて法的に位置づけ明記した「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が施行され、同年、「アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本方針」が定められました。

また、令和元(2019)年には、10 年間の時限立法として平成 27(2015)年に施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」が改正・施行されました。

令和 2(2020)年 10 月に企業活動における人権尊重の促進を図るため「ビジネスと人権に関する行動計画(2020～2025)」が策定され、企業における「人権デューデリジェンス^(※11)」の促進や、SDGs の達成に寄与することが期待されています。

また、同年 12 月には、「第 5 次男女共同参画基本計画」が閣議決定され、政策・方針決定過程への女性の参画拡大、女性に対するあらゆる暴力の根絶や貧困など生活上の困難に対する支援と多様性の尊重を掲げています。

(※8) ユニバーサルデザイン

あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

(※9) 心のバリアフリー

様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。

(※10) フィルタリング

子どもにとって有害なインターネット上の情報へのアクセスを制限したり、有害なアプリの起動を制限するサービス。

(※11) 人権デューデリジェンス

企業の事業活動における人権侵害行為について調査、予防または対応策を講じること。デューデリジェンスは、略して DD と表すこともある(Due 当然に、Diligence 精励・努力)。

(3) 大阪府における人権の取組

大阪府では、平成 10(1998)年 10 月に、人権尊重の大切さを示し、人権施策を進める枠組をつくり、すべての人の人権が尊重される社会をめざして、「大阪府人権尊重の社会づくり条例」が制定されました。また平成 11(1999)年 3 月、人権についての正しい理解を図り、様々な人権問題の解決をめざした教育を人権教育として総合的に推進するために、「人権教育基本方針」及び「人権教育推進プラン」が策定されました。

平成 13(2001)年 3 月には、大阪府人権尊重の社会づくり条例の具体化のために、「大阪府人権施策推進基本方針」が策定され、この方針に基づく施策を推進するために平成 17(2005)年 3 月に「大阪府人権教育推進計画」が策定されました。「大阪府人権施策推進基本方針」については、顕在化された新たな人権課題など、社会情勢の変化に対応し、大阪府の人権施策を総合的に推進するため令和●(202●)年●月に改訂されました。

平成 27(2015)年 10 月には、差別解消についての理解を深めるための「差別のない社会づくりのためのガイドライン～すべての人の人権が尊重される社会をめざして～」が策定されました。「差別の未然防止」及び「個別事案の適切な解決」を目的としたガイドラインは、令和 2(2020)年 4 月に 4 度目の改訂がなされました。

平成 28(2016)年4月には、「障害者差別解消法」の施行にあわせ、「障がい理由とする差別のない、共に生きる大阪の社会」をめざし、「大阪府障がい者差別解消条例」が施行されました。条例により、広域支援相談員の配置や「大阪府障がい者差別解消協議会」の設置など、相談及び紛争の防止又は解決のための体制整備が進められています。また、事業者による合理的配慮の提供を大阪府において義務化するため、令和 3(2021)年4月に条例の改正がなされました。

近年、人権課題が複雑多様化する中、増加する外国人旅行者や外国人労働者の受入を見据えた国際都市にふさわしい環境の整備のため、令和元(2019)年 10 月に、「大阪府人権尊重の社会づくり条例」が一部改正されました。同時に「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」が制定され、性的マイノリティ当事者が、お互いを人生のパートナーとすることを宣誓した事実を大阪府が証明する「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」の取組も進められています。また同年 11 月に「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」が施行されました。

これらの人権施策の推進にあたって、府民、事業者の責務が明らかにされました。

さらに、犯罪被害者などに関する問題を社会全体で考え、ともに支えあい、だれもが安心して暮らすことができる社会の実現をめざして、平成 31(2019)年には「大阪府犯罪被害者等支援条例」が制定されました。

令和 7(2025)年大阪・関西万博のテーマである「いのち輝く未来社会のデザイン」は SDGs が達成された姿であり、万博開催都市である大阪はSDGsの実現に貢献していくことが求められています。開催に向け府民や府内企業・団体など、あらゆるステークホルダー^(※12)が SDGs への理解を深め、行動につなげるため令和3(2021)年 1 月に「大阪 SDGs 行動憲章」が策定されました。

(※12) ステークホルダー
利害関係者。

(4) 岸和田市における人権の取組

岸和田市では、昭和 50(1975)年に法務省から「人権モデル地区」の指定を受けたことを契機に、同年の人権週間期間中の 12 月 9 日に「人権擁護都市宣言」を行いました。以降、昭和 55(1980)年に「人間尊重と環境保全」を基本理念とした「岸和田市総合計画」を策定し、人権を大切にす市政の実現に努めてきました。

平成 11(1999)年 3 月に「岸和田市人権施策基本方針」、平成 14(2002)年 4 月に「岸和田市人権教育基本方針」を策定しました。

平成 17(2005)年 8 月には「岸和田市自治基本条例」を制定し、「市民、事業者及び市は、一人ひとりの人権を尊重すること」を基本原則としました。

平成 18(2006)年 12 月に「岸和田市人権尊重のまちづくり条例」を施行して以降、平成 18(2006)年 11 月には「岸和田市人権施策推進プラン」を策定し、人権施策の充実に努めてきました。

平成 31(2019)年 4 月には「岸和田市人権教育基本方針」を改訂し、教育分野における人権教育の推進に取り組んでいます。

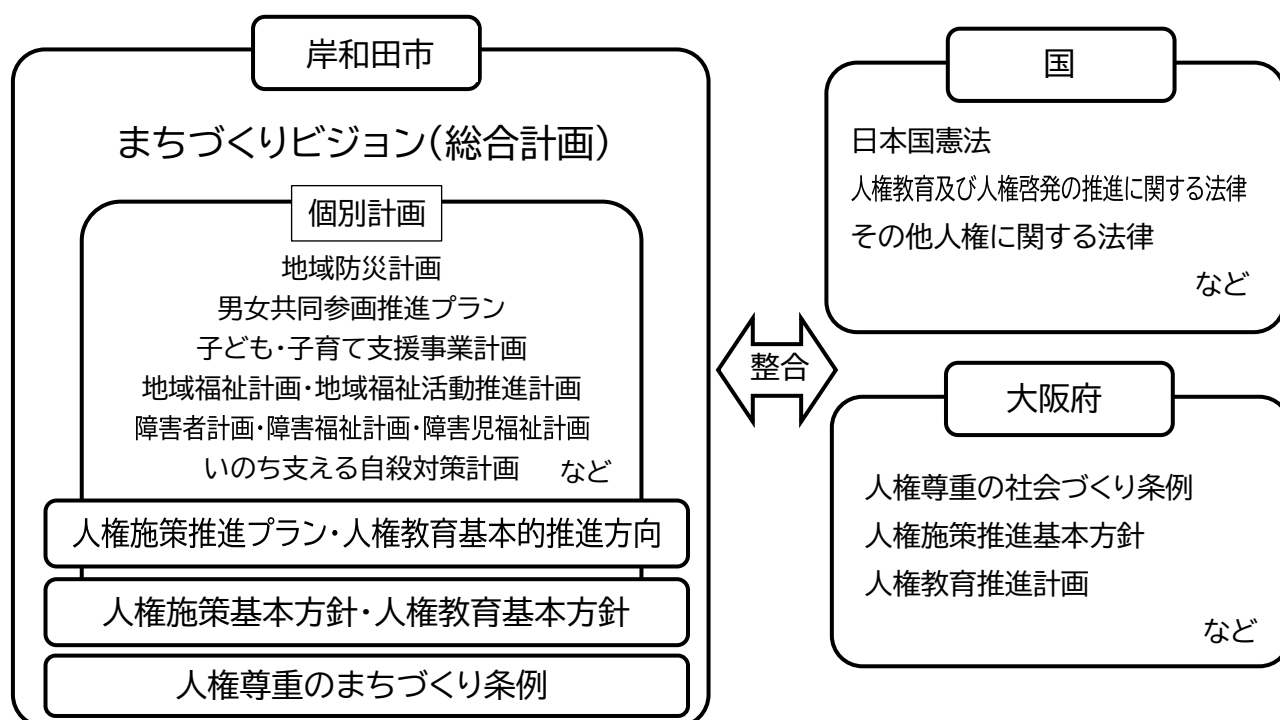
令和2(2020)年 10 月には、平成 28(2016)年度の人権に関わる 3 つの法律をはじめとする関係法令との整合を図り、人権をめぐる社会情勢の変化に対応するため「岸和田市人権施策基本方針」を全面改訂しました。同年 11 月に市民の人権問題に関する意識の現状、傾向及び課題を把握するとともに、本プラン改訂の基礎資料とするため、20 年ぶりとなる「人権問題に関する市民意識調査」を実施しました。

2. 人権施策推進プランの位置づけ

「岸和田市人権施策推進プラン」は、令和 2(2020)年 10 月に全面改訂された「岸和田市人権施策基本方針」を具体化し、人権関連施策の総合的な推進のため、このたび全面改訂しました。

また、本プランは「岸和田市まちづくりビジョン」(2011～2022 年度)を上位計画とし、本市施策の個別計画の基盤となるもので、あらゆる施策に人権尊重の視点を反映させるための行動計画です。

改訂にあたっては、日本国憲法及び「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」、その他の人権関連法、また、大阪府の「人権尊重の社会づくり条例」「人権施策推進基本方針」及び「人権教育推進計画」などとの整合性を図っています。



3. 人権施策推進プランの期間

人権施策推進プランの期間は、令和 4(2022)年度から令和 13(2031)年度までの 10 年とします。

1 期 令和 4(2022)年度～令和 8(2026)年度の 5 年

2 期 令和 9(2027)年度～令和 13(2031)年度の 5 年

※ 1 期の最終年(2026 年)に見直しを行います。

令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度	令和13 (2031) 年度
				プラン見直し					プラン見直し
前期プラン					後期プラン				

第2章 人権施策の現状と課題

1. 岸和田市の取組の現状と課題

本市の人権施策の取組状況を把握するため、全課を対象にヒアリングを実施しました。

実施期間:令和2年6月～7月

(1) すべての課に共通した課題

課名	課題
全課	①DVや子ども、高齢者や障害のある人への虐待など、人権侵害が疑われる事案についての庁内での協働及び連携
	②「やさしい日本語」対応など、日本語がわからない人をはじめ、すべての人にわかりやすい情報提供や対応の実施
	③人権に配慮した施策推進のための職員研修への参加
	④個人情報の取扱いへの意識向上(市民対応、書類などの扱い方、プライバシー保護)

(2) 様々な人権課題に関する教育・啓発の取組

課名	課題
人権・男女共同参画課課	①様々な人権課題に関する学びの機会の提供
人権教育課	②当事者との交流の機会の提供
生涯学習課	③関係する機関や団体との協働・連携

(3) 施設管理上の対応

課名	共通認識事項
施設所管課	差別落書きの対応方法
	敷地内でヘイトスピーチが行われた際の対応方法
	避難所運営時の配慮 ①避難所運営マニュアルによる対応 ②避難行動要支援者の支援 ③新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組

(4) 様々な人権課題に関する取組実績(平成 28 年度～令和3年度)

	人権課題への 理解を促し、 行動につなげる ための教育と啓発	相談窓口の充実と 連携	人権課題の解決に 向けた施策の実施	人権課題に関する 実態の把握と対応
女性の人権	●○	●◎	●	●
子どもの人権	●○	●○	●○	●○
高齢者の人権	●○	●○	○	●○
障害のある人の人権	●○	●○	●○◎	●○
被差別部落(同和地区) 出身者の人権	●○	●	●◎	●
地域で暮らす外国籍の人の 人権	●○	●	○	●
HIV や新型コロナウイルス 感染症など様々なウイルス の感染者の人権	●○	●		●
ハンセン病患者・元患者(回 復者)の人権	●○	●○	●○	●
刑を終えて出所した人の 人権	●○	●○	○	●
犯罪被害者の人権	●	●	●	●
インターネットを悪用した 人権侵害	●○	●	●	●
北朝鮮当局による人権侵害 問題	●○	●		●
ホームレスの人の人権		●○	○	●
性的マイノリティ(少数者)の 人権	●○	●○	●○	●
労働者をめぐる人権	●○	●○		●
当事者の家族の人権	●○	●○	○	●
様々な人権問題	●○	●○	○	●

※人権担当課で実施:● 他課で実施:○ 全課で実施:◎

2. 「人権問題に関する市民意識調査」結果から見た課題

(1) 調査の概要

①調査目的

市民の人権問題に関する意識の現状、傾向及び課題を把握するとともに「岸和田市人権施策推進プラン」(平成19年12月改訂)の改訂のための基礎資料とする目的で実施しました。

②調査の実施について

対象者	岸和田市在住の18歳以上の市民 3,000人 ※ 令和 2年10月23日現在 ※ 無作為抽出による
実施期間	令和 2 年 11 月 5 日(木)～令和 2 年 11 月 25 日(水)
実施方法	郵送配付、郵送回収
回収状況	有効回収数 1,263 件 有効回答率 42.1%

(2) 調査結果と課題

人権問題とは、私たちみんなの問題です。

今回の調査で「人権問題とは、差別を受けている人の問題であって、自分とは関係がない」という意見に対して、それを否定する回答が 87.9%となっており、「差別されている人の話をきちんと聴く必要がある」という意見に対しては、それを肯定する回答が 88.8%と多数を占めています。

これらの点をはじめ、市民の人権意識の高さをうかがわせる回答が少なくなかったのですが、その一方で、人権についての適切な理解がなされているとは言えない状況もみられ、次のような課題が明らかになりました。

① 若い人たちの人権意識

- ・「葬儀の際の「清め塩」は必要だ」(問 2①)、「運気をよくするために、占いや方角は参考にするほうがいい」(問 2③)、「結婚相手を決める時は、本人本位でなく、やはり家のことを考えて決めたほうがよい」(問2④)といった、しきたりや因習にこだわるような考え方に対して、肯定する回答が多かったのが 30 歳代末、30 歳代と、若年層で目立つ結果になりました。
- ・「障害があることを理由に、乗り物への乗車や入店を断られるのは問題だ」(問 5①)、「災害などの緊急時に、障害のある人の対応があとまわしになるのは問題だ」(問 5③)について、問題だとは思わない回答者が、30 歳代未満と 30 歳代で目立ち、同様に「企業には障害者の法定雇用率が定められているが、利益が第一なのだから、雇用が進まなくても仕方がない」(問 5②)という意見に対して、肯定する回答が多かったのが 30 歳代未満でした。
- ・「障害のある人が結婚したり、子どもを育てることに周囲が反対するのは問題だ」(問 5⑤)といった意見に対して「そう思わない」、「障害者施設では、本人の意思に反して行動を制限することも必要だ」(問 5⑧)について、「そう思う」と答えた人が多かったのは 30 歳代でした。
- ・住まいを選ぶときの考え方に関する項目(問 18)で、「避けると思う」という回答が最も多かった年齢を物件別にみると、「高齢者施設がある」30 歳代未満、「精神科の病院がある」30 歳代と 40 歳代、「障害者施設がある」30 歳代、「外国籍の住民が多く住んでいる」30 歳代と 40 歳代、「低所得者など、生活に困難な人が多く住んでいる」30 歳代未満と 30 歳代、「同和地区がある」40 歳代、「同和

地区の地域内である」40 歳代、というように、「避けると思う」という回答は、30 歳代未満、30 歳代、40 歳代で目立つ結果となりました。

今回の調査では、若い年齢層で、しきたりや因習を肯定したり、障害のある人の人権を軽視するかなのような回答が多く見られました。他にも「いじめ問題は、いじめを受ける子どもにも原因がある」(問19④)という意見を肯定する回答が若い人で多く見られたりと、人権問題を社会の問題として見るのではなく、本人の責任であるかのような見方をする回答が目立ちました。若い人たちに対する啓発に加え、人権教育の課題を明らかにする必要性を強く示唆する結果となりました。

		母数 (n)	④いじめ問題は、いじめを受ける子どもにも原因がある				
			そう思う	どちらかといえばそう思う	あまりそう 思わない	そう思わない	無回答
全体		1,263	5.8%	28.3%	34.5%	27.6%	3.8%
性別	男	548	6.6%	30.3%	32.5%	28.3%	2.4%
	女	672	5.4%	27.2%	36.5%	27.2%	3.7%
年齢	30 歳代未満	126	14.3%	34.9%	21.4%	27.8%	1.6%
	30 歳代	115	3.5%	36.5%	40.0%	19.1%	0.9%
	40 歳代	207	6.8%	34.8%	33.8%	24.2%	0.5%
	50 歳代	237	3.4%	25.7%	43.0%	27.0%	0.8%
	60 歳代	265	4.5%	26.0%	35.5%	31.3%	2.6%
	70 歳代以上	278	6.1%	21.6%	32.4%	30.9%	9.0%

② 権利理解と人権意識

・憲法によって、義務ではなく、国民の権利として決められている事項に関する設問(問1)では、最も多くあがったのが「人間らしい暮らしをする」(25 条・生存権)で 81.6%、「思っていることを世間に発表する」(21 条・表現の自由)で 34.8%と続きますが、権利ではなく義務である「税金を納める」(30 条・納税の義務)が 33.8%と、権利である「労働組合をつくる」(28 条・団結権)の 27.6%よりも多い結果となりました。

・「思っていることを世間に発表する」「人間らしい暮らしをする」「労働組合をつくる」の 3 つのみを選択した「完全正解者」は 14.5%で、年齢別では年齢が若くなるほど、その割合は高くなりましたが、最も高い 30 歳代未満でも 20%に満たない結果となりました。憲法における国民の権利に対する市民の理解は、決して高いとはいえません。正答である 3 つのうち 2 つ以下しか選択しなかったり、正答の 3 つすべて、または部分的に選択したうえで、他の項目も選択した「部分正解者」は 71.3%、正答の 3 つ以外の項目だけを選択した「不正解者」は 10.3%でした。

問1について、完全正解者、部分正解者、不正解者の 3 つに分けて、それぞれ人権に関わる意見に対する回答結果を見ると、完全正解者は人権意識が高いという傾向が読み取れました。

今回の調査結果で、憲法における権利理解と人権意識の高さとの強い相関関係が明らかになりました。今後の人権教育・啓発においては、基本的人権や権利理解のための学習機会の提供が大きな課題といえます。

【憲法の権利理解別様々な人権に関する考え】

		母数(n)	問 19 ①夫婦間やパートナー間での暴力の問題は、家庭内または本人同士で解決すればよい				
			そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらかといえばそう思わない	そう思わない	無回答
全体		1,263	9.5%	18.9%	30.6%	37.6%	3.3%
国民の権利の正解結果	完全正解者	183	3.3%	16.9%	31.7%	47.5%	0.5%
	部分正解者	901	9.4%	19.4%	31.6%	36.5%	3.0%
	不正解者	130	15.4%	22.3%	25.4%	31.5%	5.4%

		母数(n)	問 19 ②同じ働きぶりでも男女で昇進に差があることや、高い地位につく人に男性が多いことは問題だ				
			そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらかといえばそう思わない	そう思わない	無回答
全体		1,263	35.9%	38.2%	17.9%	4.8%	3.2%
国民の権利の正解結果	完全正解者	183	48.1%	37.7%	12.0%	1.6%	0.5%
	部分正解者	901	34.9%	39.1%	18.3%	4.9%	2.9%
	不正解者	130	26.2%	39.2%	23.8%	6.2%	4.6%

③ 当事者自身の人権意識

- ・障害のある人について、回答者を「自分自身がそうである」「家族がそうである」「親しい友人にいる」「知人にいる」「知人にいない」の5つに区別し、各質問項目とのクロス集計を行いました。
- ・「介護や介助を受ける高齢者や障害者が、あまりあれこれ自己主張するのはよくない」(問 3⑪)、「社会福祉を含め、行政が実施する様々な支援策に頼るより、個人がもっと努力する必要がある」(問 3⑫)という意見に対して「そう思う」は「自分自身がそうである」と回答した人が最も多い結果となりました。
- ・「企業には障害者の法定雇用率が定められているが、利益が第一なのだから、雇用が進まなくても仕方がない」(問 5②)という意見に対して「そう思わない」と回答した割合と「障害のある人が地域で生活することについて、周囲の理解が得られないのは問題だ」(問 5⑦)という意見に対して「そう思う」と回答した割合は「家族にいる」や「親しい友人にいる」よりも「自分自身がそうである」のほうがいずれも低くなっています。
- ・「介護や介助を受ける高齢者や障害者が、あまりあれこれ自己主張するのはよくない」(問 3⑪)、「社会福祉を含め、行政が実施する様々な支援策に頼るより、個人がもっと努力する必要がある」(問 3⑫)という意見を肯定する回答が多かったのが、70 歳代以上で、全体の回答割合を大きく上回る結果となりました。

今回の調査結果から、障害のある人や高齢者自身が自分の権利の行使を抑制する傾向がうかがわれました。「遠慮しながら生きざるを得ない」という障害者や高齢者の意識のありようをもたらしている社会の問題について考えていく必要があります。

		母数(n)	問3 ⑪介護や介助を受ける高齢者や障害者が、あまりあれこれ自己主張するのはよくない				
			そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらかといえばそう思わない	そう思わない	無回答
全体		1,263	9.6%	23.4%	36.7%	28.2%	2.1%
問4 ④障害者	自分自身がそうである	46	28.3%	15.2%	19.6%	28.3%	8.7%
	家族がそうである	171	10.5%	19.3%	29.2%	40.4%	0.6%
	親しい友人にいる	79	8.9%	21.5%	39.2%	30.4%	—
	知人にいる	383	6.0%	23.5%	41.8%	28.2%	0.5%
	知人にいない	543	10.3%	26.7%	37.8%	24.5%	0.7%

		母数(n)	問3 ⑫社会福祉を含め、行政が実施する様々な支援策に頼るより、個人がもっと努力する必要がある				
			そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらかといえばそう思わない	そう思わない	無回答
全体		1,263	11.3%	37.2%	33.6%	15.4%	2.5%
問4 ④障害者	自分自身がそうである	46	30.4%	19.6%	23.9%	21.7%	4.3%
	家族がそうである	171	11.1%	35.1%	29.8%	21.1%	2.9%
	親しい友人にいる	79	11.4%	38.0%	32.9%	17.7%	—
	知人にいる	383	7.6%	36.6%	39.4%	15.7%	0.8%
	知人にいない	543	12.7%	40.5%	33.5%	12.5%	0.7%

④ 性的マイノリティと関わりと人権意識

- ・性的マイノリティについて、回答者を「自分自身がそうである」「家族がそうである」「親しい友人にいる」をあわせて「親しい友人などにいる」、「出会ったことはあるが関わったことはない」「出会ったことがない」をあわせて「知人にいない」、「知人にいる」の3つに区分し、いくつかの質問項目とのクロス集計を行いました。
- ・「知人にいない」よりも「知人にいる」のほうが、そして「知人にいる」よりも「親しい友人などにいる」のほうが、性的マイノリティの人権を擁護する回答が多く、性的マイノリティを忌避する意識も薄いことがわかりました。また、3つの区分それぞれの間にみられる回答割合の差は大きく、性的マイノリティに関しては、接触程度と人権意識の高さが強く相関していることがわかりました。
- ・「男性同性愛者には女性的な人が多い」(問14⑥)、「女性同性愛者には男性的な人が多い」(問14⑦)、「性同一性障害のために戸籍の性別変更を望む人は、同性愛者である」(問14⑧)といった性的マイノリティに対する誤解に関する質問項目と「自分の身内に同性愛者はいてほしくない」(問14⑨)という意見への回答結果をクロスすると、性的マイノリティのことをよく理解している人ほど忌避意識が低いという結果が見られました。

今回の調査結果で、性的マイノリティとの関わりが強いほど、性的マイノリティへの忌避意識が低く、その人権を擁護しようとする姿勢が鮮明にみられました。この関わる頻度と人権意識の高さとの相関性については、同和地区出身者やニューカマー^(※13)の外国人、在日韓国・朝鮮人についても、いくつかの

(※13) ニューカマー

1980年代以降に、様々な目的を持って新たに来日し定住した外国人を、他の定住外国人と区別した表現。労働権の保障や安心・安全な生活の保障など、多くの課題がある。日本による朝鮮植民地支配に、直接的・間接的に歴史的なルーツをもつ人やその子孫(オールドカマー)とは来日の背景や定住に至るまでの経緯が異なるため、抱える課題にも違いがある。

設問で同様の傾向がみられました。

マイノリティについて正しく理解する、誤解や偏見を解いていく、そして誤解や偏見を批判する力をつけるといった教育や啓発が大切であるということが明らかになりました。特に、当事者との交流の機会やフィールドワークなど、現地に学ぶことの必要性が強く示唆される結果となりました。

		母数(n)	問 14 ①同性同士の結婚も認められるのは当然だ				
			そう思う	どちらかといえばそう思う	あまりそう思わない	そう思わない	無回答
全体		1,263	25.2%	36.3%	20.5%	13.1%	4.9%
問 4 ⑤性的マイノリティ(少数者)	親しい友人などにいる	38	65.8%	23.7%	2.6%	7.9%	—
	知人にいる	111	42.3%	41.4%	12.6%	3.6%	—
	知人にいない	1,049	23.1%	37.4%	22.0%	13.6%	3.9%

		母数(n)	問 14 ③もし、自分の子どもが同性愛者であっても、親として子どもの側に立ち、力になる				
			そう思う	どちらかといえばそう思う	あまりそう思わない	そう思わない	無回答
全体		1,263	35.7%	40.2%	13.2%	5.4%	5.5%
問 4 ⑤性的マイノリティ(少数者)	親しい友人などにいる	38	76.3	18.4	2.6	2.6	—
	知人にいる	111	69.4	22.5	5.4	1.8	0.9
	知人にいない	1,049	31.6	43.7	14.7	5.6	4.4

詳しくは「岸和田市人権問題に関する市民意識調査 報告書」を参照してください。

https://www.city.kishiwada.osaka.jp/uploaded/life/143605_264992_misc.pdf



3. 人権尊重のまちづくりに関するアンケートから見た課題

本市の人権課題を把握するため、市民協議会及び岸和田市で活動する団体を対象に「人権尊重のまちづくりに関するアンケート」を実施しました。

(1) 市民協議会アンケート調査結果

調査実施期間 令和3年3月 28 日～令和3年5月 28 日

回答数/対象数 17 地区/20 地区(回答率 85.0%)

●見えてきた課題

①地域防災活動への障害のある人や外国人などの関わり方

- ・町会加入者名簿作成など、住民の把握に努めているが、町会未加入の高齢者、障害のある人、日本語がわからない人などは、町会・地域でも把握が難しい。行政と連携し、そういう人たちと地域を結び付ける仕組みづくりが必要。
- ・避難場所などの案内をする掲示板には外国語の案内も必要。

②地域の様々な人の意見を反映していくための環境づくり

- ・問題を抱えている人同士が集まって意見交換できる場所づくりが必要。

(2) 市民団体アンケート

調査実施期間 令和3年6月 25 日～令和3年9月 10 日

回答数/対象数 33 団体/37 団体(回答率 89.2%)

●見えてきた課題

①人権意識を高めるために市が取り組むべきことは、人権教育・啓発の充実（複数回答）

学校における人権教育を充実する	22	66.7%
様々な人権問題を考えてもらえる記事を広報に掲載する	11	33.3%
講演会や研修会など、人権を考える機会を定期的開催し、PR する	9	27.3%
就学前から、多様な個性を認めあえる意識づくりを進める	8	24.2%
人権に関する冊子やパンフレットを配布する	6	18.2%
市のホームページを使って様々な情報を発信する	6	18.2%
教員の人権研修を充実する	6	18.2%
公務員の人権研修を充実する	6	18.2%
地域団体との協働を強化する	4	12.1%
人権に関する映画やビデオを上映する	3	9.1%
人権に関する作文やポスターなどの発表会を行う	3	9.1%
人権問題に積極的に取り組んでいくような地域のリーダー的人材を養成する	3	9.1%
企業における人権教育を充実する	2	6.1%
NPO 団体などとの協働を強化する	1	3.0%

②人権に関する困りごとを解消するために市が取り組むべきことは、相談機能の充実（複数回答）

人権に関する相談機能を充実する	12	36.4%
他の地域や団体との情報交換の機会を定期的につくる	9	27.3%
地域や各団体の取組を理解するために、定期的に意見交換の機会をつくる	5	15.2%

③人権意識を高めるために各団体が取り組むことは、啓発事業への参加呼びかけ（複数回答）

	取り組んでいる		有効と思う	
人権を考える市民の集いへの参加を関係者に呼びかける	5	15.2%	13	39.4%
市の出前講座を団体で開催する	4	12.1%	13	39.4%
人権に関する冊子やパンフレットを配布する	3	9.1%	12	36.4%
各団体の広報誌で人権に関する記事を掲載	4	12.1%	8	24.2%
校区別人権問題研修会「なるほど！人権セミナー」への参加を会員に呼びかける	2	6.1%	8	24.2%

④人権に関する困りごとを解消するために各団体が取り組むことは、相談窓口の周知（複数回答）

	取り組んでいる		有効と思う	
人権相談など、市の相談窓口の情報が会員に届くように周知する	2	6.1%	18	54.5%
虐待(児童・高齢者・障害者)やDVが疑われる場合の対応を会員に周知する	2	6.1%	12	36.4%
人権に関する困りごとがある人と市とのつなぎ役になってくれるサポーターを数名配置し、パイプをつくる	2	6.1%	8	27.3%

●個別課題

- ・障害者差別と女性差別の二重の人権侵害を受けている、障害を持つ女性の救済。
- ・子どもの人権侵害には、親が抱える、暮らしや子育てにおける様々な困難が関係していることが多いため、子どもの人権課題に向き合うには、子どもの生活環境を注視する必要がある。
- ・高齢者や障害者が公共施設等を利用しやすいように、ハード面の改善。
- ・市や教育委員会が関係する啓発ビデオなどに手話挿入や字幕などの配慮が必要。
- ・小中学校における福祉教育の推進、不登校児童生徒の支援。
- ・行政機関には合理的配慮が義務化されており、聴覚障害者が市民対応窓口にアクセスできるよう、FAX 番号やメールアドレスを表示。
- ・各種団体の役員に障害者を加えるなどの配慮。
- ・感染症について、正しい知識を得るための研修。
- ・性の多様性、LGBTQ などへの理解促進。
- ・企業や学校などへの同和問題研修。

4. 近年の社会情勢から見た施策の課題

(1) 人権をめぐる状況

女性や子ども、高齢者、障害のある人、外国籍の人への人権侵害、同和問題(部落差別)など、様々な人権問題が依然として存在しています。

それらに加え、新型コロナウイルス感染症に関する人権問題、インターネット上での人権侵害、長時間労働・過労死など働き方や労働環境に関わる問題が生じています。

また、自然災害が頻発する中で、情報の伝達を含む要配慮者への支援や感染症対策を講じた避難所運営のあり方、性的マイノリティ(少数者)が直面する困難などの新たな人権課題も顕在化しています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、これら社会的に立場の弱い人々への影響が懸念されています。

(2) 社会情勢の変化に基づく課題

①新型コロナウイルス感染症の流行に伴う人権侵害

●社会情勢の変化

- ・令和2(2020)年に始まった新型コロナウイルス感染症の世界的大流行において、感染した人やその家族、医療従事者、福祉施設関係者などに対する誹謗中傷、差別や偏見などの新たな人権問題が生じました。
- ・誤った知識や思い込みは、人々の感染への恐怖や不安を増長させ、根拠のない差別や誹謗中傷を生み、検査や治療から人々を遠ざけ、感染拡大をもたらすことにつながりました。
- ・全国的なワクチン接種の開始にともない、様々な理由でワクチン接種をしない人に対する差別や偏見の問題も発生しました。

●課題

- ・様々な状況にある人の人権に配慮する必要性や感染症への正しい知識の普及啓発を推進する必要があります。
- ・誰もが感染する危険性(リスク)があること、立ち向かうべきは人ではなくウイルスであるという認識を広めていくことが大切です。

②高度情報化社会による影響

●社会情勢の変化

- ・インターネットの普及により、情報の収集や発信、コミュニケーションにおける利便性が向上しています。
- ・インターネット上での個人や団体に対する誹謗中傷や差別的な書込などの人権侵害事象が後を絶ちません。
- ・個人情報の漏洩や情報の売買などにより、個人情報が不正取得され悪徳商法などに利用されるなど、プライバシーに関する人権侵害事象が生じています。
- ・SNS^(※14)によるいじめや児童買春など、子どもの人権侵害事象が深刻な事態となっています。

●課題

- ・インターネット上の誹謗中傷や差別的な書込などの人権侵害への対応として、情報モラルについての啓発、人権侵害事案に関する情報収集とデータ削除要請などの取組が求められています。
- ・個人情報の重要性が認識され、人権が守られる社会づくりのために、一人ひとりが個人情報保護への意識を高めていくことが大切です。
- ・インターネットを利用したいいじめや犯罪などから子どもを守るための教育の充実が必要です。

③災害時における人権の尊重

●社会情勢の変化

- ・自然災害が頻発する中、避難生活を余儀なくされる事態が発生しています。
- ・災害時には、要配慮者やその家族に配慮した支援が求められています。
- ・感染症対策を講じた避難所運営のあり方が求められています。
- ・情報不足やデマにより被災者に対する根拠のない風評、偏見などの人権侵害が発生しています。

●課題

- ・特別な配慮を必要とする人の安全な避難を確保する仕組みが必要です。
- ・感染症に感染した可能性のある人に配慮した避難所運営が必要です。
- ・行方不明者等の氏名の公表についてはプライバシーの観点から特別な配慮が必要です。

(※14) SNS

ソーシャル・ネットワーキング・サービス。友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービス。

(3) 持続可能な開発目標(SDGs)と人権

平成 27(2015)年 9 月、国際連合の総会において、SDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)が採択されました。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール(目標)と 169 のターゲットで構成された、令和 12(2030)年までの開発目標です。

その前文では「あらゆる形態と側面の貧困を撲滅することが最大の地球規模の課題」であり、「持続可能な開発のための不可欠な必要条件である」との認識が示されており、「すべての国及びすべてのステークホルダー(利害関係者)は、共同的なパートナーシップの下、この計画を実行する」こととしています。

また「17 の持続可能な開発のための目標と、169 のターゲット」は、「全ての人々の人権を実現し、ジェンダー(※15)平等と全ての女性と女兒の能力強化を達成することを目指す」としており、人権の尊重が、大きな柱となっています。

人権が尊重されるまちづくりの実現には、行政だけでなく、様々な主体が連携し、「誰一人取り残さない」というSDGsの理念を踏まえ、多様で、持続可能な社会にしていける必要があります。

本プランにおいても、行政だけではなく、様々な主体と連携し、17 の開発目標を見据えながら「誰一人取り残さない」というSDGsの理念を踏まえ、人権が尊重されたまちづくりをめざす施策を推進します。



(4) 地域の特性による課題

300 年の歴史と伝統を誇る岸和田だんじり祭では、「女性はだんじりに乗れない・乗らない」ことがしきたりの一つとして受け継がれてきました。

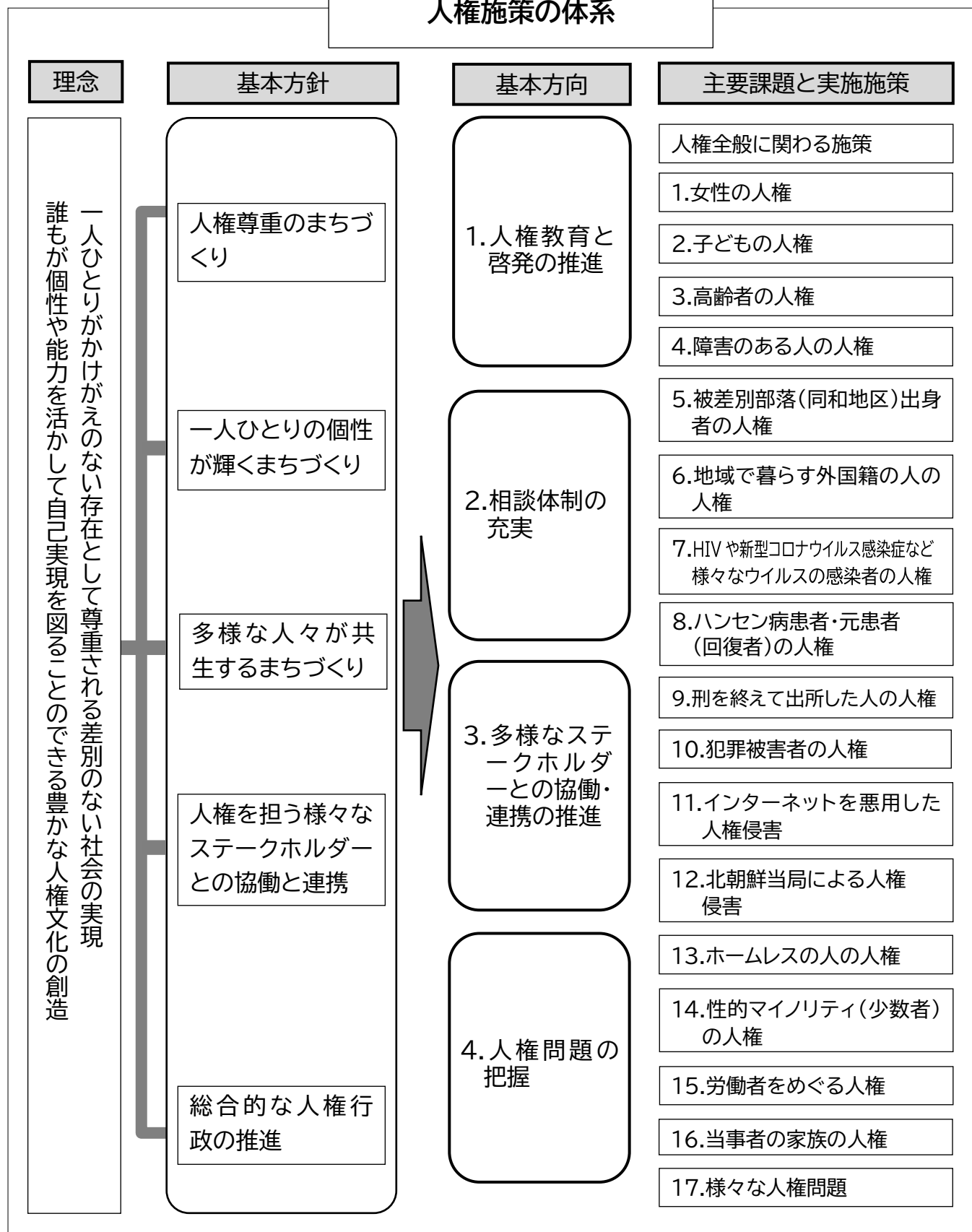
こうした伝統やしきたりに存在することがらを人権の視点で見ていく必要があります。

(※15) ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別(セックス／sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー／gender)という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

第3章 基本理念と基本方針

人権施策の体系



1. 本市の人権についての考え方

人権とは

一人ひとりが人間の尊厳に基づいて、生まれながらに持っている固有の権利であり、すべての人々が生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利です。

日本国憲法において、基本的人権の尊重は、国民主権や恒久平和とともに三大原則の一つとして掲げられています。

誰もがかけがえのない存在であることを認識し、それぞれの個性や価値観、生き方などの違いを認めあい、将来にわたって守られるべきものが人権です。

安心して生きる権利、自分で自由に考え意見を言う権利、仕事を自ら選び働く権利、教育を受ける権利などの人権が自分にあるのと同じように、他者にもあることを深く理解することが大切です。

人権文化とは

すべての人が人権尊重の精神を当然のこととして身につけ、日常生活の中で実践することであり、またそのような生き方を可能にする社会的な環境や条件を整備することです。

誰もが安心して暮らせる社会をつくるために、一人ひとりが人権に敏感な感性を育み、定着させる必要があります。

人権を学ぶことは

自分と他者の違いに気づき、認めようとする感覚を高め、「差別する側に立たない」「差別を傍観しない」「誤解や偏見を批判する力をつける」という意義があります。

人権を学び、高い人権意識をもつことは、差別をなくしていくためだけではなく、自分とは異なる人生を歩んできた人と出会い、互いに学びあえる、そうした豊かな人間関係をつくることにつながります。

人権を学ぶことは、他者のためだけではなく、自分にも返ってくるものが大きいのです。

人権行政とは

憲法が保障する基本的人権を市民の暮らしの中に実現すること、それは行政に課せられた責務です。であるならば、行政におけるあらゆる業務は市民の権利を守るためのものであり、自治体業務そのものが人権行政だと言えます。

職員には、様々な立場や状況にある人々の存在に気づき、想いを寄せながら施策を推進する責任があります。

人権尊重の社会づくりのために、各部署が基本理念を踏まえて施策を推進するよう、人権担当課には特に大きな役割があります。

2. 基本理念

一人ひとりがかけがえのない存在として尊重される差別のない社会の実現
誰もが個性や能力を活かして自己実現を図ることのできる豊かな人権文化の創造

3. 基本方針

本プランは、岸和田市の現状や課題を踏まえ、次の5つの視点をもって取り組みます。

① 人権尊重のまちづくり

一人ひとりが権利の主体であることを理解し、人権問題を自らの課題として考え、行動することができる社会をめざします。

② 一人ひとりの個性が輝くまちづくり

一人ひとりがかけがえのない存在として尊重しあいながら、自らの個性を発揮し、自分らしい生き方ができる社会をめざします。

③ 多様な人々が共生するまちづくり

多様な個性や価値観、文化を持つ人々が、それぞれの違いを認め、尊重しあいながら、共生する社会をめざします。

④ 人権を担う様々なステークホルダー^(※12)との協働と連携

社会を構成する個人、家庭、地域、学校、企業、市民団体など、人権を担うステークホルダー^(※12)と協働・連携します。

⑤ 総合的な人権行政の推進

各部署において、基本理念を踏まえ、総合的な施策を推進します。そのためにも、職員一人ひとりが様々な立場や状況にある人々の存在に気づき、想いを寄せながら施策を進めます。

第4章 人権施策の基本方向

1. 人権教育と啓発の推進

- ・私たちがめざす人権尊重の社会は、誰もが自らを価値ある人間として誇ることができ、個性や能力を十分に発揮しながら、自分らしい暮らしを営むことができる共生社会です。地域に暮らす人々が互いの多様性を認めあい、「心のバリアフリー」(※9)を推進し、様々なマイノリティに対する偏見や差別を解消するための人権教育及び啓発を推進します。
- ・教育と啓発の推進にあたっては、人権問題についての「学び」に留まらず、参加型学習を取り入れるなど、新たな「気づき」と「差別を許さない」という行動変容につながることを重視します。
- ・人権問題の解決には、一人ひとりがその問題を「他人事」ではなく「我が事」としてとらえ、正しく行動する必要があります。人権尊重は人々のたゆまない努力によって達成されるため、人権を学ぶ機会を継続して提供します。

(1) 人権教育の推進

「国際人権規約」「子どもの権利条約」「日本国憲法」「教育基本法」、そして「岸和田市人権施策基本方針」などの精神にのっとり、次のような方針で人権教育を推進します。

① あらゆる場での人権教育

自分は権利の主体であると学ぶことが必要であり、人権及び人権問題についての理解を深め、人権問題の解決を自らの課題として積極的に取り組むとともに、社会の一員としての責任を自覚し、豊かな人権感覚をもって行動する人間の育成をめざし、学校を含め教育のあらゆる場において人権教育を推進します。

② すべての人の自立や自己実現をめざす人権教育

人権問題が社会の変化に伴い様々な形で生じうる問題であることを踏まえ、その実態把握に努めるとともに、すべての人々の自立、自己実現、豊かな人間関係づくりが図られるよう、人権教育を推進します。

③ 地域社会における人権教育・学習の充実・振興

市民一人ひとりが主体的に、学習活動を通じて、人権及び人権問題の理解と認識を深め、様々な文化、習慣、価値観などを持った人々が、それぞれのアイデンティティを保ちながら豊かな社会生活を送ることができるよう、地域社会における人権教育・学習の充実・振興を図ります。

市民の力による、人権が尊重された地域コミュニティづくりをめざします。

④ 熱意ある指導者の育成

人権教育を推進するため、人権及び人権問題に関する深い認識とそれに基づいた実践力を身につけた熱意ある指導者の育成を図ります。

(2) 人権啓発の推進

① 「親しみやすさ」を重視した啓発

人権学習のイメージとして「堅苦しい」「むずかしい」「自分には関係ない」などと言われることがあります。

事業の実施にあたっては、人権映画会の実施、ポスターや標語などの作品募集、展示など、親しみやすく、気軽に参加できるものを企画します。講演会などの開催にあたっては、アンケート等により、市民の意向を踏まえたテーマで企画します。

② 身近で継続的な啓発

人権週間などの時期に合わせた「広報きしわだ」や市のホームページによる啓発及び街頭啓発のほか、気軽に行けるイベント的な「人権を考える市民の集い」、より深く人権を学ぶ「人権問題専門講座」、地域との協働による「校区別人権セミナー」などの開催に継続して取り組みます。

③ 団体や地域との協働による啓発

各種団体との連携による啓発事業を実施します。事業者対象研修や各種団体研修、地域主催研修などの継続実施によって、互いの交流を深めながら人権意識の醸成を図ります。

●指標

権利についての考え方	現状	中間値 (R8)	目標 (R13)
「権利ばかり主張して、がまんすることのできない人が増えている」と思う	81.0%	56.7%	40.5%
「人権には必ず義務がともなう」と思う	63.1%	44.2%	31.6%
「社会福祉を含め、行政が実施する様々な支援策に頼るより、個人がもっと努力する必要がある」と思う	48.5%	34.0%	24.3%
人権についての考え方	現状	中間値 (R8)	目標 (R13)
「人権問題とは、差別を受けている人の問題であって、自分とは関係がない」と思う	10.1%	7.1%	5.3%
「差別する人だけでなく、差別される人にも問題がある」と思う	44.2%	30.9%	22.1%

※ 「現状」は、令和 2 年度実施の「人権問題に関する市民意識調査」の結果です。

※ 意識調査結果において“～と思う”の数値は、「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」の回答者の合計値を示しています。以下、同様とします。

2. 相談体制の充実

人権に関する様々な相談に対応する窓口の充実と連携を図ります。

女性や子ども、高齢者、障害のある人などの固有の困りごとの対応のほか、重層的な支援を必要とする人の対応が円滑にできるよう、担当者のスキル向上に努めます。

また、専門機関や関係機関、当事者団体などと協働・連携することにより、効果的かつ効率的な相談支援をめざします。

(1) 身近に感じられるものに

身近で気軽に安心して話ができる場、困りごとの解決方法を一緒に考える場と認知されるための PR を強化します。

(2) フレキシブルな対応のために

電話や面接以外に、メールや FAX、オンラインによる相談に応じます。また、土日や夜間の対応のほか、より専門的な相談、地元以外での相談を希望する人のために、大阪府人権相談窓口との連携を続けます。

また、人権擁護委員の協力を得て、市民センターにおける特設人権相談の実施など、引き続き、相談しやすい体制づくりに努めます。

3. 多様なステークホルダー^(※12)との協働・連携の推進

身近な地域で、互いの多様性を認め合い、誰もが個性や能力を発揮し自分らしい暮らしをするには、地域活動への参加などによる日ごろのコミュニケーションと住民相互の理解促進が大切です。

地域団体や関係団体など様々なステークホルダーと連携・協働し、人権に関する情報の共有や市や教育委員会との共催事業の実施などの取組を推進します。

4. 人権問題の把握

庁内各部署、関係機関・団体との協働と連携など、様々な手段を駆使しながら、人権問題を把握する仕組みを構築します。

(1) 庁内各部署の連携

- ① 庁内各部署の窓口対応や各種相談窓口など、日常業務で寄せられる市民の声の中から発見した人権課題を共有できるよう連携を強化します。
- ② 児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待、ドメスティック・バイオレンス(DV)の担当部署の連携により状況を把握し、虐待やDVの予防に取り組みます。
- ③ 各課が実施する調査を活用し、人権課題や市民意識を把握します。
- ④ 各種審議会における意見や提案などから、個別施策に通じる人権問題に関する情報の収集に努めます。
- ⑤ 障害者差別解消のために、全課対象の「合理的配慮の提供」と「差別的取扱」に関する調査により実態を把握し、情報を共有して必要な対応を進めます。

(2) 関係機関・団体との連携

- ① 法務局や労働基準監督署、公共職業安定所、大阪府、府内各市町村のほか、大阪府人権協会をはじめとする府内関係機関・団体との連携により、効果的な施策の推進をめざします。
- ② 各種団体との協働・連携を推進し、各地域の活動を通じて把握した人権問題を共有する仕組みづくりに取り組みます。

(3) 市民意識調査の実施

市民意識調査の結果を様々な施策に反映させていきます。

第5章 取り組むべき主要課題と実施施策

人権全般に関わる施策

横断的に取り組む項目

- ・憲法・権利の理解のための教育と啓発
- ・人権課題への理解を促し、行動につなげるための教育と啓発
- ・相談窓口の充実と連携
- ・人権課題に関する実態の把握と対応
- ・安心・安全のための連携と協働
- ・様々なバリアの解消とユニバーサルデザイン^(※8)の推進
- ・様々な立場の人の社会参加のためのサービスの提供
- ・人権に関わる団体などへの支援

共通課題	推進施策	No	担当課(所管課)
①権利の理解のための教育と啓発	権利の理解のための職員・教員への研修	1	人事課 人権・男女共同参画課 産業高等学校 人権教育課
	権利の理解のための学習機会の提供	2	各市民センター 人権・男女共同参画課 産業高等学校 学校教育課 人権教育課 生涯学習課
②人権課題への理解を促し、行動につなげるための教育と啓発	人権課題に関する学習機会の提供	3	人権・男女共同参画課 生涯学習課 関係各課
	学校園等における人権課題に関する取組の実施	4	主要課題ごとに掲載
	事業所における人権課題に関する取組の支援	5	主要課題ごとに掲載
	人権課題の当事者との交流の機会づくり	6	主要課題ごとに掲載
	人権課題に沿った図書などの情報の設置	7	人権・男女共同参画課 図書館
③相談窓口の充実と連携	人権侵害事案の解決に向けた庁内連携及び関係機関との連携	8	主要課題ごとに掲載
④人権課題に関する実態の把握と対応	日常業務における実態把握	9	全課
	各種調査における実態把握	10	各種調査実施課
	実態の共有と施策への反映	11	人権・男女共同参画課 関係各課
⑤安心・安全のための連携と協働	様々な人に配慮した防災・災害対応	12	危機管理課 消防本部 全課
	様々な人に配慮した避難所の整備と運営	13	危機管理課 避難所対応課
	福祉避難所の確保	14	危機管理課
	避難行動要支援者支援制度の普及	15	危機管理課 障害者支援課 介護保険課
	宛名管理システムの管理	16	IT推進課
⑥様々なバリアの解消とユニバーサルデザインの推進	日本語の理解が困難な人へのやさしい日本語による対応	17	全課
	少数派の人々への配慮	18	全課
	バリアフリー・ユニバーサルデザイン ^(※8) に配慮した新庁舎設計	19	庁舎建設準備課 関係各課
	各課窓口や相談室設置など、プライバシーに配慮した新庁舎設計	20	庁舎建設準備課 関係各課

共通課題	推進施策	No	担当課(所管課)
⑥様々なバリアの解消とユニバーサルデザインの推進	バリアフリー及びユニバーサルデザイン ^(※8) に関する事業者への指導や助言	21	都市計画課 建設指導課 市街地整備課
	情報のバリアフリーの推進	22	広報広聴課 IT 推進課 議会事務局総務課
	住まい探しにおけるバリアフリーの推進	23	住宅政策課
	交通環境におけるバリアフリーの推進	24	市街地整備課
⑦様々な立場の人の社会参加をめざしたサービスの提供	様々な立場の人の社会参加に向けた取組	25	主要課題ごとに掲載
	就労に向けた支援や資格取得講座の実施	26	主要課題ごとに掲載
⑧人権に関わる団体などへの支援	人権に関わる団体の活動支援	27	人権・男女共同参画課
	当事者団体への支援	28	主要課題ごとに掲載

※人権相談については人権・男女共同参画課が対応

1 女性の人権

(1) 岸和田市における現状

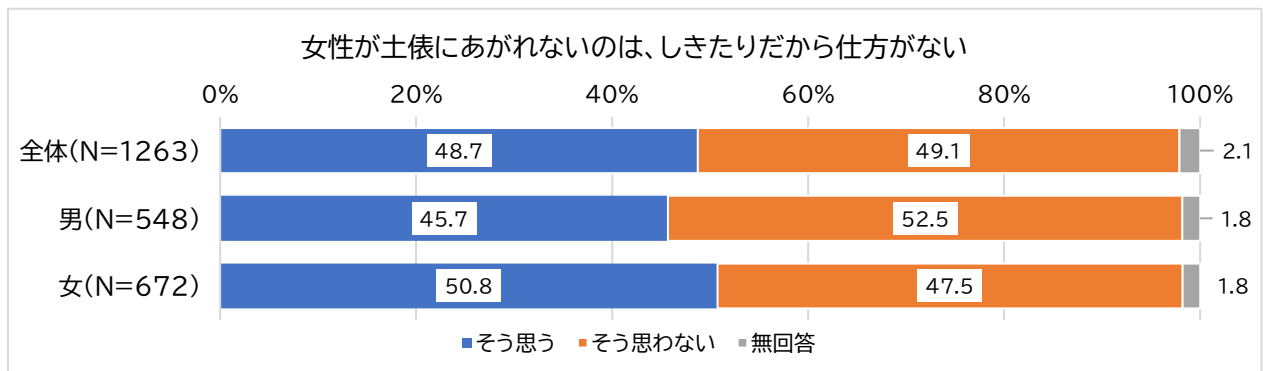
●市の取組の概要

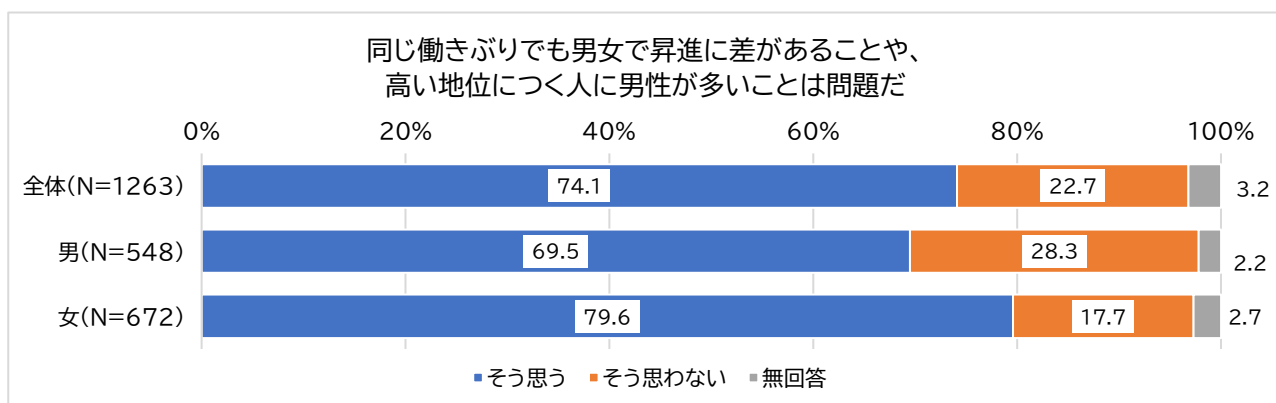
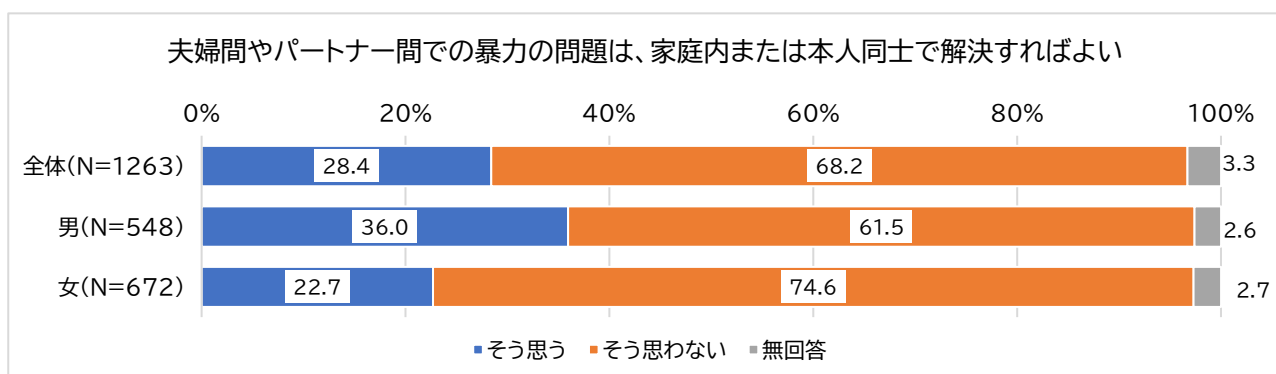
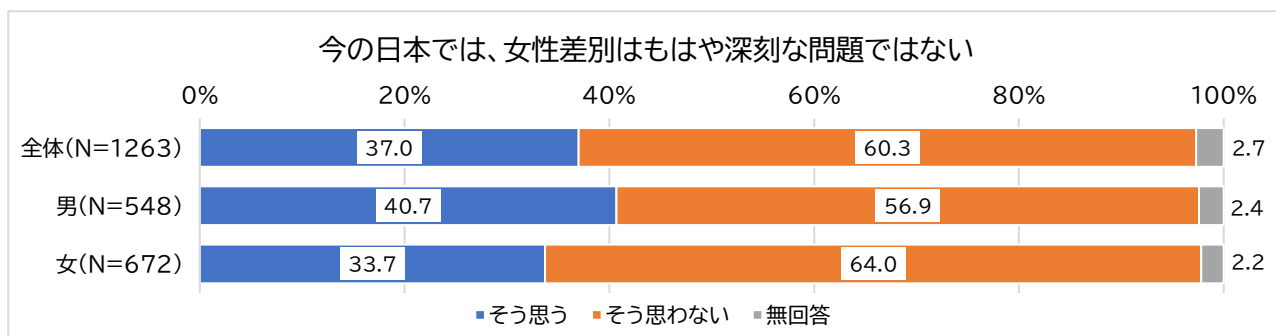
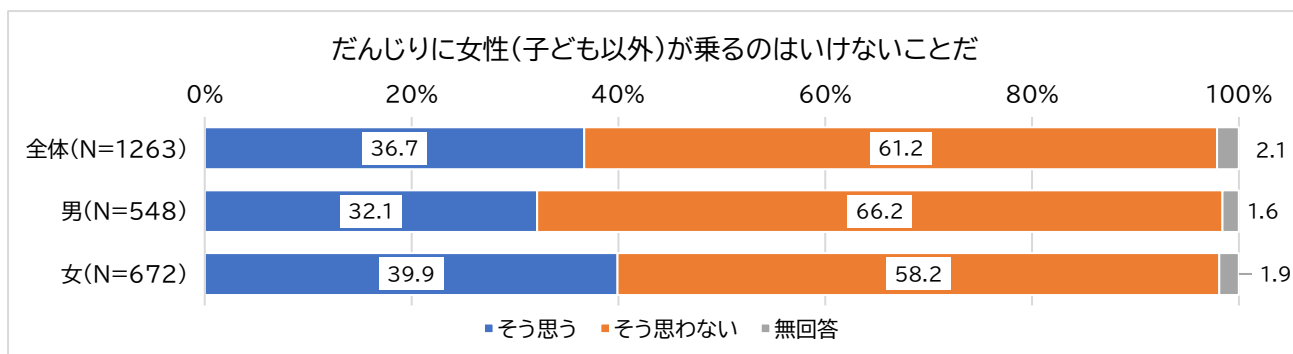
- ・平成 4(1992)年の「きしわだ女性プラン」策定後、現在、「第 4 期きしわだ男女共同参画推進プラン」を推進しています。平成 23(2011)年 4 月に「岸和田市男女共同参画推進条例」が施行され、市民、事業者、教育関係者と協働し、男女共同参画のまちづくりに取り組んでいます。
- ・「男女共同参画センター」では、男女共同参画推進のための拠点施設として、男女共同参画に関する学習機会の提供、情報収集と発信、相談機能の強化、グループ活動の支援などに取り組んでいます。
- ・DV(配偶者などからの暴力)相談、女性の弁護士による法律相談など、女性への人権侵害に対応する相談窓口の充実に取り組んでいます。
- ・新型コロナウイルス感染拡大により、生理の貧困や DV など、女性が困難を抱えやすい状況にあります。相談窓口の案内ちらしを同封した生理用品の配布や安心できる居場所づくり、相談支援事業など、女性が必要な支援につながる仕組みづくりに取り組んでいます。
- ・女性蔑視発言など、女性を取り巻く様々な社会問題を踏まえ、令和3(2021)年度の校区別人権セミナーを「女性の人権」をテーマに開催しました。

DV や性暴力など、女性の人権侵害にかかわる相談件数	平成 30 年度	令和元(平成 31)年度	令和 2 年度
	237 件	218 件	270 件

●市民意識調査結果

※意識調査結果において“そう思う”は「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」、「そう思わない」は「そう思わない」「どちらかと言えばそう思わない」の回答者の合計値を示しています。以下、同様とします。





(2) プランの推進によってめざすまちの姿

- ① 固定的な性別役割分担意識の解消が進み、一人ひとりの女性が自分らしい生き方を選択しています
- ② 女性に対するあらゆる暴力を許さない意識が定着し、女性が安心、安全にいきいきと暮らしています
- ③ 困難を抱える女性が相談窓口につながり、問題を主体的に解決しています
- ④ ジェンダー^(※15) 平等と男女共同参画が進み、様々なところで女性の力が発揮されています

(3) 施策の方針

- ・女性だから、という理由で自分らしく生きる権利を侵害されない社会づくりのために、女性の人権について理解を促し、行動につなげるための教育と啓発を進めます。
- ・女性の人権が守られる社会づくりを推進するために、各種団体や機関との協働・連携を強化します。
- ・DV 被害者支援において、情報管理の徹底をはじめ、被害者の安全確保のために必要な連携を強化します。
- ・DV の仕組の理解を促進し、予防につながる講座を開催します。
- ・人権侵害を受けた人や社会にあるジェンダー意識の抑圧からしんどさを抱えている人が安心、自由、自信を取り戻すための相談支援に取り組みます。
- ・様々な相談機関と連携し、各種相談機能の充実及び強化を進めます。
- ・第 4 期きしわだ男女共同参画プランに基づく施策の推進に取り組みます。
- ・男女共同参画センターでは、男女共同参画推進の拠点施設として事業を推進します。

●指標

	現状	中間値 (R8)	目標 (R13)
「女性が土俵にあがれないのは、しきたりだから仕方がない」と思う	48.7%	34.1%	24.4%
「だんじりに女性が乗るのはいけないことだ」と思う	36.7%	25.7%	18.4%
「夫婦間やパートナー間での暴力の問題は、家庭内または本人同士で解決すればよい」と思う	28.4%	19.9%	18.4%
「同じ働きぶりでも男女で昇進に差があることや、高い地位につく人に男性が多いことは問題だ」と思う	74.1%	96.3%	100.0%
「子どもが3歳になるまでは、母親は育児に専念するほうがよい」と思う	47.4%	33.2%	23.7%

(4) 実施施策

基本方針が示す項目	
・女性の人権について理解を促し、行動につなげるための教育と啓発 ・各種団体や機関との協働・連携を強化 ・DV 被害者の安全確保のための連携強化 ・DV の仕組みの理解促進、予防につながる講座の開催 ・被害者自身が安心、自由、自信を取り戻すための相談支援 ・様々な相談機関との連携、各種相談機能の充実及び強化 ・第 4 期きしわだ男女共同参画プランに基づく施策の推進 ・男女共同参画センターにおける男女共同参画事業の推進	
共通課題から見た分類 ①啓発 ②教育 ③相談 ④協働・連携 ⑤その他施策	参考 岸和田市男女共同参画推進プランに基づき推進しているものには(★)をつけています。

	推進施策	No	個別事業	分類	担当課(所管課)
女性の 人権擁護	女子差別撤廃に向けた取組の 推進	29	事業所における差別解消などの取組の 支援	①④	人権・男女共同参画課 産業政策課
		30	相談機関の連携	③④	人権・男女共同参画課 関係各課
	女性を取り巻く犯罪防止の 啓発	31	学習機会の提供(★)	①②④ ⑤	人権・男女共同参画課 関係各課
	複合的な課題を抱える女性の 人権を守る施策	32	様々な取組(★)	①②③ ④⑤	人権・男女共同参画課 関係各課
性別役割 分担意識の 払しょく	性別役割分担意識の払しょく のための啓発	33	学習機会の提供(★)	①②④ ⑤	人権・男女共同参画課 関係各課
	各課の広報物などにおける 表現の見直し	34	関係課との連携による表現の点検(★)	①④	人権・男女共同参画課 関係各課
女性への 暴力の根絶	DV(デートDV)予防と被害者 支援	35	岸和田市DV対策基本計画の推進(★)	①②③ ④⑤	人権・男女共同参画課
		36	住民票等の交付や閲覧の制限による支援 措置の実施	⑤	市民課
困難を抱え る人が利用 できるサー ビスの提供	自立を支援する取組の推進	37	様々な就労支援の取組(★)	④⑤	人権・男女共同参画課 子ども家庭課 産業政策課
	女性が抱える諸問題の解決の ための相談支援	38	様々な相談窓口の連携(★)	③④	人権・男女共同参画課 関係各課
男女共同参 画に関わる 施策の推進	男女共同参画に関わる事業 実施計画の推進	39	男女共同参画推進プランの推進	①②③ ④⑤	全課

2 子どもの人権

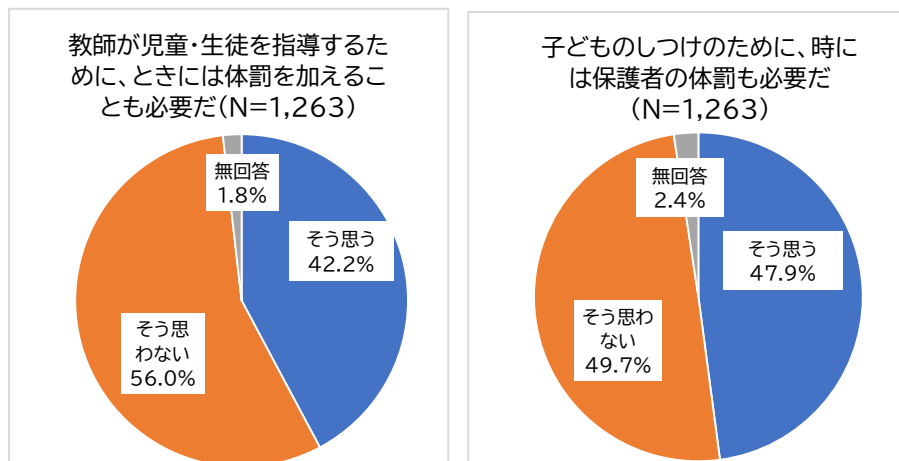
(1) 岸和田市における現状

●市の取組の概要

- ・「岸和田市子育て支援地域協議会(要保護児童対策地域協議会)」を設置し、「障害児療育部会」「児童虐待防止ネットワーク部会」及び「子育て支援部会」の各部会において、関係機関などと連携した子どもと家庭への支援を実施しています。
- ・児童虐待ホットラインや子ども家庭相談、育児相談や教育相談、特別支援教育に関する支援相談や子ども相談ダイヤルなどの相談窓口を設置しています。いじめ問題は「岸和田市いじめ防止基本方針」にのっとり、学校では、未然防止、早期発見と認知、発生時の対処を組織として実施します。教育委員会では、スクールソーシャルワーカー^(※16)・スクールカウンセラー^(※17)・スクールロイヤー^(※18)などの専門家の派遣により、学校への指導・支援を実施しています。
- ・児童虐待など、子どもを取り巻く様々な社会問題を踏まえ、令和元(2019)年度の校区別人権セミナーを「子どもの人権」をテーマに開催しました。

児童虐待に関する相談件数（福祉行政報告例 受付人数）	平成30年度	令和元(平成31)年度	令和2年度
	242件	325件	347件

●市民意識調査結果



(※16) スクールソーシャルワーカー

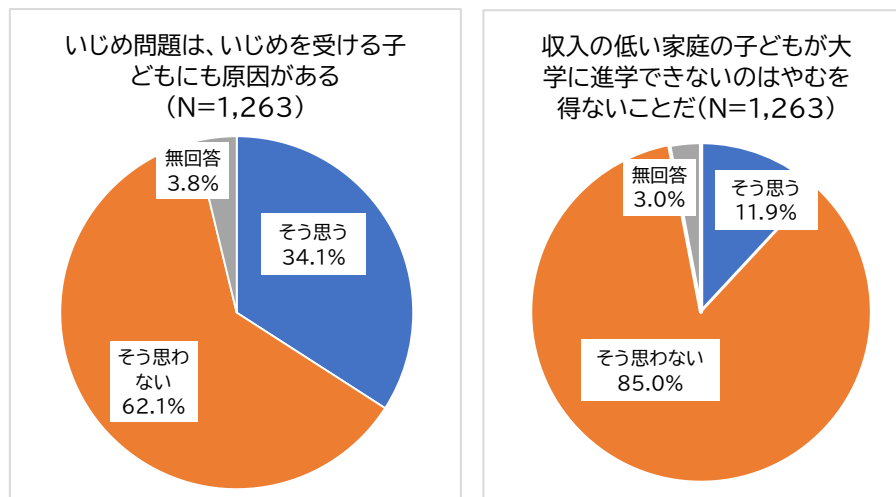
社会福祉の専門的な知識、技術を活用し、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭・学校・地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する福祉の専門家。

(※17) スクールカウンセラー

児童生徒に対する相談のほか、保護者及び教職員に対する相談、教職員等への研修、事件・事故などの緊急対応における被害児童生徒の心のケアなど、学校の教育相談体制を支える心理の専門家。

(※18) スクールロイヤー

専門的知識・経験に基づき、学校において法的側面から児童生徒に対するいじめ予防教育や教職員への指導・助言を行うことにより、いじめなどの諸課題の解決に資することを目的に設置された弁護士。



(2) プランの推進によってめざすまちの姿

- ① 子どもが「権利行使の主体」であることを誰もが理解し、すべての子どもの権利が尊重されています
- ② 一人ひとりの子どもがそれぞれに、命や権利、個性の大切さを理解し、自尊感情を育んでいます
- ③ 「体罰などによらない子育て」が進み、地域で育児を支え、子どもが安心して暮らしています
- ④ まわりの大人との間に信頼関係が生まれ、問題を抱える子どもが相談できる環境になっています

(3) 施策の方針

- ・一人ひとりの子どもが自分が持つ権利を理解し、自らを権利の行使主体であるとの自覚をもつとともに、自尊感情を育めるよう、教育・啓発に取り組めます。
- ・学校におけるあらゆる教育の過程において人権尊重の精神を徹底します。
- ・多様な人との交流や様々な体験ができる機会を確保するなど、子どもの社会参加の促進に取り組めます。
- ・しつけや指導の目的いかに関わらず、「体罰は子どもの尊厳を傷つける虐待である」ことの理解を広めるための教育・啓発を推進します。
- ・様々な個別課題に応じた施策の推進、子どもに関わる部署間の連携により、子どもの権利が守られる環境づくりを進めます。
- ・無戸籍の子どもについて、戸籍取得に向けた支援のほか、必要な制度の利用のための連携に取り組めます。
- ・人権侵害を受けた人の尊厳を守るための相談支援に取り組めます。
- ・第2期岸和田市子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の推進に取り組めます。
- ・岸和田市子育て支援地域協議会(要保護児童対策地域協議会)では、要保護児童や要支援児童とその保護者、特定妊婦の早期発見や適切な支援などのため、関係機関の連携と協力を図ります。
- ・子ども家庭総合支援拠点では、虐待をはじめ様々な課題を抱える子どもや家庭からの相談に対応し、児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応、重症化や再発の防止を図るための取組を進めます。

●指標

	現状	中間値 (R8)	目標 (R13)
「子どものしつけのために、時には保護者の体罰も必要だ」と思う	47.9%	33.5%	24.0%

(4) 実施施策

基本方針が示す項目	
・子どもが権利の主体であることへの理解を促し、行動につなげるための教育と啓発 ・学校教育の過程における人権尊重の精神の徹底 ・体罰は子どもの尊厳を傷つける虐待であることへの理解を広める教育と啓発 ・子どもに関わる施策推進と関係機関の連携による子どもの権利が守られる環境づくり ・無戸籍の子どもの支援と連携 ・第2期岸和田市子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の推進 ・岸和田市子育て支援地域協議会(要保護児童対策地域協議会)における関係機関の連携と協力の取組 ・子ども家庭総合支援拠点における児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応、重症化や再発の防止	
共通課題から見た分類 ①啓発 ②教育 ③相談 ④協働・連携 ⑤その他施策	参考 岸和田市子ども・子育て支援事業計画、岸和田市教育大綱、岸和田市いじめ防止基本方針、岸和田市男女共同参画推進プラン、岸和田市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画に基づき推進しているものに(★)をつけています。

	推進施策	No	個別事業	分類	担当課(所管課)
子どもが権利の主体であることの理解促進	子どもの人権に配慮した教育の推進	40	発達段階に応じた人権教育に対する理解を深めるための取組の実施(★)	②④	人権教育課
		41	子どもの人権尊重に関する啓発事業(★)	①②	人権教育課
		42	保育や教育に関わる人材への研修(★)	①②④	関係各課
		43	なかまづくり・集団づくりの取組の推進(★)	②	人権教育課
		44	自尊感情を育む教育の実施(★)	②	産業高等学校 人権教育課
		45	児童生徒・保護者を対象とした情報モラル教育の実施(★)	①②	学校教育課
		46	特別支援教育の支援体制の充実(★)	③④	人権教育課
	障害のある子どもの療育・教育の推進	47	障害特性に応じた療育やサービスの実施(★)	②④	障害者支援課 子育て支援課 子育て施設課
		48	障害特性に応じた環境の整備(★)	②③④	子育て支援課 子育て施設課 人権教育課
		49	相談支援の充実(★)	③④	障害者支援課 子育て支援課 人権教育課
子どもへの暴力の根絶	児童虐待の防止に向けた取組の推進	50	啓発事業等の実施(★)	①④	子ども家庭課
		51	教職員への研修の実施(★)	①②④	人権教育課
	体罰防止に向けた取組の推進	52	体罰防止のための啓発(★)	①②	子ども家庭課 学校教育課 人権教育課
	連携による支援	53	岸和田市子育て支援地域協議会(要保護児童対策地域協議会)における関係機関の連携と協力(★)	③④	子ども家庭課 関係各課
		54	子ども家庭総合支援拠点(子ども家庭相談、児童虐待相談)の充実(★)	③④	子ども家庭課

	推進施策	No	個別事業	分類	担当課(所管課)
いじめ問題 への対応	いじめの未然防止のための 啓発	55	いじめ防止のための教育や啓発の実施 (★)	①②④	人権・男女共同参画課 学校教育課 人権教育課
	いじめの早期発見と適切な 対応	56	岸和田市いじめ防止基本方針に基づく 対応(★)	③④	人権・男女共同参画課 学校教育課 人権教育課
相談・支援 体制の充実	子育て支援の充実	57	子育てにおける相談支援体制の充実(★)	③④	健康推進課 子ども家庭課
		58	子育てにおける不安の解消(★)	③④	健康推進課 子育て施設課
		59	ひとり親家庭の自立支援事業の推進(★)	③④⑤	子育て支援課 子ども家庭課 子育て施設課
		60	就学や進学、学習の支援(★)	⑤	生活福祉課 教育総務課 学校教育課 人権教育課
	教育相談体制の充実	61	学校園における相談支援の充実(★)	③④	産業高等学校 学校教育課 人権教育課
	無戸籍の子どもの支援	62	戸籍取得に向けた支援	⑤	市民課
		63	学校園における対応・支援(★)	②④	学校教育課 人権教育課
子どもに 関わる施策 の推進	子どもに関わる事業実施計画 の推進	64	子ども・子育て支援事業計画の推進	①②④ ⑤	全課
		65	障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉 計画の推進	①②④ ⑤	全課
		66	男女共同参画推進プランの推進	①②③ ④⑤	全課
		67	子どもへの様々な支援(★)	②③④	子育て支援課 子ども家庭課 子育て施設課 学校教育課 人権教育課

3 高齢者の人権

(1) 岸和田市における現状

●市の取組の概要

- ・「岸和田市高齢者虐待防止ネットワーク」では、関係機関や民間団体などとの連携協力を推進しています。相談事業の中で、支援が必要な事案については、速やかな対応に努めています。
- ・「岸和田市地域包括支援センター」では、高齢者が身近な地域で利用できる総合相談窓口として、様々な対応をしています。
- ・「介護者家族の会」や「街かどデイハウス」「認知症カフェ」「認知症サポーター養成講座」など、地域に根ざした市民・介護保険事業者・医療機関による取組が続けられています。
- ・「徘徊高齢者見守りネットワーク」では、行方不明になった認知症高齢者などの早期発見のために、地域における支援体制の充実に努めています。
- ・「認知症初期集中支援チーム」では、複数の専門職で、本人や家族への初期の支援を包括的・集中的に行っています。

高齢者虐待防止法に基づく虐待通報件数	平成 30 年度	令和元(平成 31)年度	令和 2 年度
	79 件	116 件	105 件
成年後見制度利用件数（市長申立件数）	平成 30 年度	令和元(平成 31)年度	令和 2 年度
	24 件	40 件	15 件

●市民意識調査結果

		母数(n)	問 3 ⑪介護や介助を受ける高齢者や障害者が、あまりあれこれ自己主張するのはよくない				
			そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらかといえばそう思わない	そう思わない	無回答
全体		1,263	9.6%	23.4%	36.7%	28.2%	2.1%
性別	男	548	13.5%	23.7%	34.7%	26.1%	2.0%
	女	672	6.0%	23.4%	39.1%	30.1%	1.5%
年齢	30 歳代未満	126	8.7%	20.6%	38.1%	32.5%	—
	30 歳代	115	7.0%	18.3%	47.8%	24.3%	2.6%
	40 歳代	207	6.8%	22.2%	40.1%	30.4%	0.5%
	50 歳代	237	5.9%	22.4%	35.9%	34.2%	1.7%
	60 歳代	265	6.0%	25.3%	41.5%	25.7%	1.5%
	70 歳代以上	278	18.0%	25.9%	29.5%	23.4%	3.2%

		母数(n)	問 3 ⑫社会福祉を含め、行政が実施する様々な支援策に頼り、個人がもっと努力する必要がある				
			そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらかといえばそう思わない	そう思わない	無回答
全体		1,263	11.3%	37.2%	33.6%	15.4%	2.5%
性別	男	548	15.1%	38.7%	31.6%	13.0%	1.6%
	女	672	8.2%	36.3%	36.3%	16.8%	2.4%
年齢	30 歳代未満	126	17.5%	31.7%	31.7%	19.0%	—
	30 歳代	115	6.1%	40.9%	40.9%	10.4%	1.7%
	40 歳代	207	9.2%	40.6%	33.3%	15.9%	1.0%
	50 歳代	237	6.8%	33.8%	38.4%	19.4%	1.7%
	60 歳代	265	7.9%	40.8%	35.1%	14.0%	2.3%
	70 歳代以上	278	19.4%	36.0%	28.4%	12.2%	4.0%

(2) プラン推進によってめざすまちの姿

- ① 高齢者が「権利行使の主体」であることを誰もが理解し、すべての高齢者の権利が尊重されています
- ② 一人ひとりの尊厳が守られ、自分らしい生き方を選択しています
- ③ 高齢者虐待の防止や養護者支援、権利擁護の取組が進み、高齢者が安全、安心に暮らしています
- ④ 地域のつながりや支えあいが進み、様々なところで高齢者がいきいきと力を発揮しています

(3) 施策の方針

- ・高齢だから、という理由で自分らしく生きる権利を侵害されない社会づくりのために、高齢者の人権について市民に理解を促し、行動につなげるための教育と啓発を進めます。
- ・高齢者の想いに寄り添えるよう、高齢者や認知症当事者への理解のための啓発に取り組みます。
- ・関係機関と連携し、高齢者虐待の防止や高齢者の権利擁護のための施策に取り組みます。
- ・高齢であるが故に就労の継続や住宅の確保の機会が奪われることがないよう、関係する機関や団体との連携を進めます。
- ・専門性のある支援者のネットワークが有効に機能し、地域に住む人たちが見守りや支援の重要性に気づき、様々な課題を自分ごととして考えようとする意識形成のための取組を進めます。
- ・高齢者が必要に応じて福祉、介護、医療の支援を受けられるよう、行政と専門機関、地域の連携強化を図ります。
- ・孤独死や買い物弱者をなくすために必要な仕組みを検討し、高齢者が安全、安心に生活できるまちづくりをめざします。
- ・人権侵害を受けた人の尊厳を守るための相談支援に取り組みます。
- ・第5次岸和田市地域福祉計画・地域福祉活動推進計画に基づく施策の推進に取り組みます。

●指標

	現状	中間値 (R8)	目標 (R13)
「介護や介助を受ける高齢者や障害者が、あまりあれこれ自己主張するのはよくない」と思う	33.0%	23.1%	16.5%
「高齢者施設では、本人の意思に反して行動を制限することも必要だ」と思う	56.6%	39.6%	28.3%

(4) 実施施策

基本方針が示す項目	
・高齢者の人権について理解を促し、行動につなげるための教育と啓発 ・高齢者や認知症当事者への理解のための啓発 ・高齢者虐待の防止や高齢者の権利擁護の推進 ・就労の継続や住宅の確保の機会を守るための連携 ・高齢者支援のための地域の意識形成 ・行政と専門機関、地域の連携強化 ・高齢者が安全、安心に生活するための施策の推進 ・第5次岸和田市地域福祉計画・地域福祉活動推進計画に基づく施策の推進	
共通課題から見た分類 ①啓発 ②教育 ③相談 ④協働・連携 ⑤その他施策	参考 第5次岸和田市地域福祉計画・地域福祉活動推進計画、岸和田市男女共同参画推進プランに基づき推進しているものに(★)をつけています。

	推進施策	No	個別事業	分類	担当課(所管課)
高齢者が権利の主体であることの理解促進、自己決定権の尊重	自分らしい生き方の支援	68	学習機会の提供と効果の把握(★)	①②④	人権・男女共同参画課 福祉政策課
		69	要配慮者のための住宅に関する情報の提供	①③④	住宅政策課
		70	移動手段の確保のための取組の推進	⑤	市街地整備課
	権利擁護制度の普及	71	成年後見制度への理解促進	①	人権・男女共同参画課 福祉政策課
		72	権利擁護センターの機能充実(★)	③④	福祉政策課
		73	市民後見人の養成と活動の推進(★)	①④	福祉政策課
	福祉教育・社会貢献教育の推進	74	授業などでの取組による理解促進(★)	②④	人権教育課
		75	家庭・地域における学習機会の充実(★)	①④	福祉政策課
高齢者への差別の解消	高齢者、認知症当事者への理解促進と介護者支援	76	啓発事業などの実施(★)	①④	人権・男女共同参画課 福祉政策課
		77	「認知症の人を支える家族のつどい」を実施	③④	福祉政策課
		78	福祉や介護に関わる人材への研修	①④	福祉政策課 障害者支援課 介護保険課
		79	認知症サポーターの養成	①④	福祉政策課
高齢者虐待の防止と被害者の安全確保、擁護者支援	虐待の防止に向けた取組の推進	80	学習機会の提供と効果の把握(★)	①④	人権・男女共同参画課 福祉政策課
		81	住民票等の交付や閲覧の制限による支援措置の実施	⑤	市民課
	連携による支援	82	高齢者虐待ネットワークの連携による支援	③④	福祉政策課
		83	地域包括支援の推進(★)	③④	福祉政策課
高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進	社会参加の機会づくり	84	シルバー人材センターの活用	④	関係各課
		85	高齢者を招いたふれあい教育の実施	②④	人権教育課
		86	関係団体の活動支援(★)	④	福祉政策課
	就業支援の推進	87	就労に向けた支援の実施	①③	産業政策課
高齢者に関わる施策の推進	高齢者に関わる事業実施計画の推進	88	地域福祉計画・地域福祉活動推進計画の推進	①②③ ④⑤	全課
		89	男女共同参画推進プランの推進	①②③ ④⑤	全課
		90	高齢者への様々な支援(★)	①②③ ④⑤	福祉政策課

4 障害のある人の人権

(1) 岸和田市における現状

●市の取組の概要

- ・「障害者自立支援協議会」では、様々な関係者が連携し、障害がある人の支援に必要な取組をしています。
- ・「障害者虐待防止センター」は、障害者虐待の通報や届け出、相談の窓口として、虐待防止の啓発に取り組めます。虐待事案は関係機関と連携し、必要に応じて弁護士などの専門的助言を得て対応しています。
- ・「障害者基幹相談支援センター」では、障害のある人の総合的な窓口として、市民や関係機関からの相談に応じています。
- ・「障害を理由とする差別についての相談窓口」では、岸和田市における障害を理由とする差別の解消の推進に努めています。また「障害者差別解消支援地域協議会」では、関係機関や団体の連携に努めています。
- ・援助や配慮を必要とする人が援助や配慮を受けられやすくなるように、ヘルプマーク^(※19)ストラップとヘルプカードを配布しています。
- ・平成 31(2019)年 4 月に「岸和田市手話言語条例」を施行し、普及啓発に努めています。
- ・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行を機に、平成 28(2016)年度以降、障害当事者や家族を講師に迎え障害者差別を考えるセミナー及び障害者差別解消支援地域協議会を開催しています。

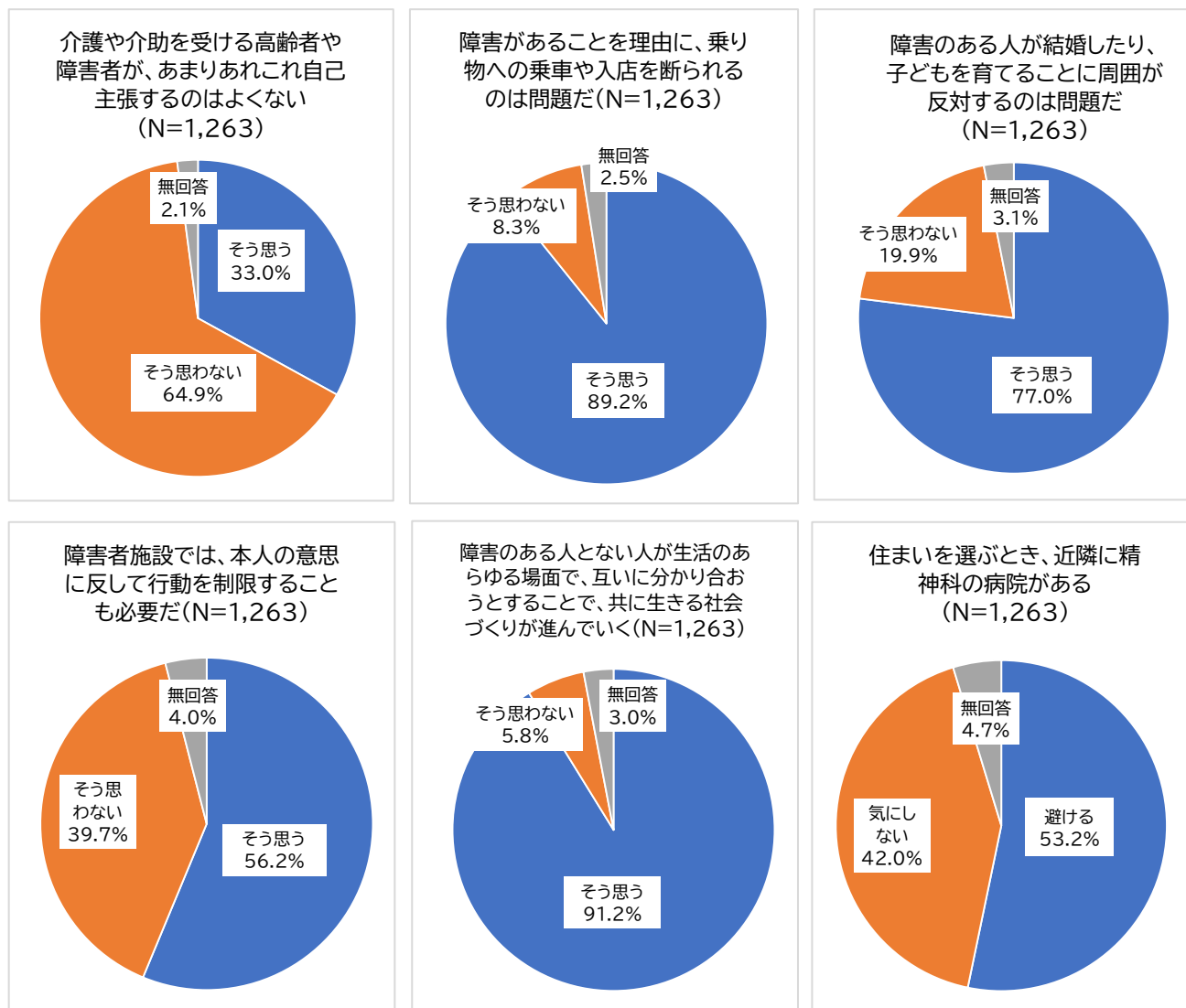
障害者虐待に関する件数	平成 30 年度	令和元(平成 31)年度	令和 2 年度
	16 件	20 件	13 件
成年後見制度利用件数（市長申立件数）	平成 30 年度	令和元(平成 31)年度	令和 2 年度
	5 件	3 件	7 件

(※19) ヘルプマーク

援助や配慮を必要としている人が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることで援助を得やすくなるよう、東京都で作成されたマーク。

●市民意識調査結果

※本表の数値における“避けると思う”割合は、意識調査結果における「避けると思う」「どちらかと言えば避けると思う」の合計値、“気にしない”割合は、意識調査における「全く気にしない」「どちらかと言えば避けないと思う」の合計値を示しています。以降、数値における割合は、同様の扱いになります。



(2) プラン推進によってめざすまちの姿

- ① 障害のある人が「権利行使の主体」であることを誰もが理解し、すべての障害のある人の権利が尊重されています
- ② 障害のある人が自己の権利を行使し、自分らしい生き方を実現しています
- ③ 虐待防止や権利擁護の取組が進み、障害のある人の尊厳が守られ、安全、安心に暮らしています
- ④ 社会のバリアフリーに加え、障害のある人となない人の交流により、心のバリアの解消が進んでいます

(3) 施策の方針

- ・障害の有無による分け隔てのない、人格と個性が尊重される社会づくりのために、障害のある人の人権について市民に理解を促し、行動につなげるための教育と啓発を進めます。
- ・インクルーシブ^(※20)な社会をつくるために、社会のバリア及び心のバリアをなくす取組を進めます。
- ・関係機関と連携し、障害者虐待の防止や被害者の安全確保、養護者支援、障害のある人の権利擁護のための施策に取り組みます。
- ・障害者差別解消法の趣旨を周知し、合理的配慮への理解を深めるための啓発に取り組むとともに、各部署及び市内事業所における障害者差別の現状や合理的配慮の実施についての実態把握に努めます。
- ・障害のある人の排除や否定は、暴力につながることを理解を広める取組を継続します。
- ・人権侵害を受けた人の尊厳を守るための相談支援に取り組みます。
- ・岸和田市手話言語条例に基づく施策の推進に取り組みます。
- ・岸和田市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画に基づく施策の推進に取り組みます。
- ・障害者基幹相談支援センターでは、障害のある人を総合的・専門的に支援する取組を進めます。
- ・障害がある人の就労支援に努めるとともに、関わる職員の学びの機会として、実習の受入に取り組みます。
- ・「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」に基づき、必要な取組を進めます。

●指標

	現状	中間値 (R8)	目標 (R13)
「介護や介助を受ける高齢者や障害者が、あまりあれこれ自己主張するのはよくない」と思う	33.0%	23.1%	16.5%
「障害者施設では、本人の意思に反して行動を制限することも必要だ」と思う	56.2%	39.3%	28.1%
住まいを選ぶとき、近隣に精神科の病院があると避けると思う	53.2%	37.2%	26.6%

(4) 実施施策

基本方針が示す項目	
・障害のある人の人権について理解を促し、行動につなげるための教育と啓発 ・インクルーシブ^(※20)な社会をめざした心のバリア^(※9)の解消 ・障害者虐待の防止や被害者の安全確保、養護者支援、障害のある人の権利擁護の推進 ・障害者差別解消法の周知と合理的配慮への理解促進、実態把握 ・障害のある人の排除や否定が暴力となることへの理解促進 ・岸和田市手話言語条例に基づく施策の推進 ・岸和田市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画に基づく施策の推進 ・障害者基幹相談支援センターにおける総合的・専門的な支援 ・障害がある人の実習受入による障害の理解促進と就労支援 ・「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」に基づく取組の推進	
共通課題から見た分類 ①啓発 ②教育 ③相談 ④協働・連携 ⑤その他施策	参考 岸和田市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画、岸和田市手話言語条例、岸和田市男女共同参画推進プランに基づき推進しているものに(★)をつけています。

(※20) インクルーシブ

「包括的な」とか「包み込む」というような意味で、誰も孤立したり排除されたりせずに社会の構成員として包み込み支え合う共生社会をめざす考え方。

	推進施策	No	個別事業	分類	担当課(所管課)
障害のある人が権利の主体であることの理解促進	障害理解に関する啓発事業の推進	91	啓発事業などの実施	①④	人権・男女共同参画課 障害者支援課
		92	障害者週間事業の実施	①④	障害者支援課
		93	市職員への研修の実施	①②	人事課 人権・男女共同参画課 障害者支援課
		94	教職員への研修の実施	①②	人権教育課
		95	障害のある人となない人の交流の機会づくり(★)	①②④	障害者支援課
		96	岸和田市手話言語条例の周知及び施策の推進	①	障害者支援課 関係各課
		97	旧優生保護法一時金に関する周知及び法律に基づく取組の推進	①	人権・男女共同参画課 健康推進課 障害者支援課
	福祉教育、インクルーシブ(※20)教育の推進	98	授業などでの取組による理解促進(★)	②④	人権教育課
		99	家庭・地域における学習機会の充実(★)	①④	障害者支援課
障害を理由とする偏見や差別の解消に向けた取組	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の周知と合理的配慮への理解促進	100	啓発事業などの実施(★)	①④	人権・男女共同参画課 障害者支援課
		101	障害者差別解消のため障害特性の理解などを当事者から学ぶ機会の提供(★)	①④	人権・男女共同参画課 障害者支援課
		102	福祉や介護に関わる人材への研修の実施	①④	福祉政策課 障害者支援課 介護保険課
		103	岸和田市障害者差別解消支援地域協議会による連携	④	人権・男女共同参画課 障害者支援課
		104	障害を理由とする差別についての相談窓口の設置(★)	③	人権・男女共同参画課 障害者支援課
障害者虐待防止と被害者の安全確保、養護者支援	虐待の防止に向けた取組の推進	105	啓発事業などの実施(★)	①④	障害者支援課
		106	住民票等の交付や閲覧の制限による支援措置の実施	⑤	市民課
	連携による支援	107	障害者虐待防止ネットワークの連携による支援(★)	③④	障害者支援課 関係各課
社会参加と自立に向けた支援の充実	自立生活に向けた支援	108	岸和田市障害者自立支援協議会の活動の推進	④	障害者支援課
		109	障害者基幹相談支援センター事業の推進	③④	障害者支援課
		110	関係団体の活動支援(★)	④	障害者支援課
		111	障害福祉サービスの提供及び各種手当制度の周知(★)	⑤	障害者支援課
		112	多様なコミュニケーション手段の利用促進	①④⑤	障害者支援課
	雇用と就労の促進	113	障害者雇用に関する啓発活動の推進(★)	①④	障害者支援課
		114	職業訓練・職場実習の推進(★)	④	障害者支援課
		115	就労(障害者就労施設等からの物品調達を含む)に向けた支援の実施(★)	①④	障害者支援課 産業政策課 関係各課
		116	市内事業所への啓発	①④	人権・男女共同参画課 産業政策課
		117	障害者活躍推進計画の策定	⑤	関係各課
障害のある人に関わる施策の推進	岸和田市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画等の推進	118	障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の推進	①②④⑤	全課
		119	男女共同参画推進プランの推進	①②③④⑤	全課
		120	障害のある人への様々な支援(★)	②③④	障害者支援課

5 被差別部落(同和地区)出身者の人権

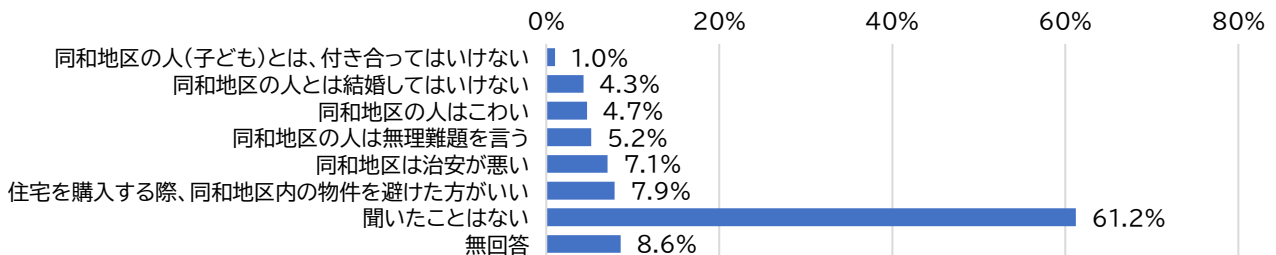
(1) 岸和田市における現状

●市の取組の概要

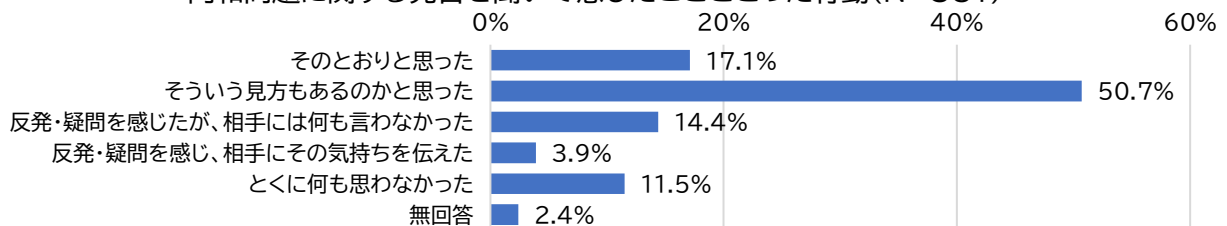
- ・「同和地区が存在しないために、この問題の重大さや深刻さが厳しい形で認識されるということが少なかつたと言える」(『岸和田市史』第5巻)とあるように、今もなお、差別や偏見によって様々な権利を侵害されている人の存在を認識しにくいことが岸和田市の課題の一つに挙げられます。
- ・市民意識調査の結果によると、この5年間に「同和地区の人(子ども)とは、付き合っては(遊んでは)いけない」「同和地区の人とは、結婚してはいけない」「同和地区の人はこわい」「同和地区の人は無理難題を言う」「同和地区は治安が悪い」「住宅を購入する際、同和地区内の物件を避けた方がいい」といった、部落問題に関する差別的な内容の発言を直接聞いたという人が30.2%にのぼっています。
- ・岸和田市内においても、これまでに差別事象が発生しています。また、市民意識調査からもわかるとおり、差別意識はいまも存在しています。
- ・同和地区が存在しない=当事者がいない=差別はない、ということにはなりません。「同和問題は、自分には(岸和田市には)関係のない話」にはなりません。私たち一人ひとりもこの問題の当事者としての認識にたち、同和問題を自分ごととして捉え、「正しく理解する人」を増やし、差別や偏見をなくすための啓発や教育を続けています。
- ・「岸和田市人権教育基本方針」及び「人権教育基本的推進方向」に基づき、学校教育と社会教育の連携、強化を進めています。
- ・「部落差別の解消の推進に関する法律」の施行を機に、平成29(2017)年度の校区别人権セミナーを「部落差別問題」をテーマに開催しました。

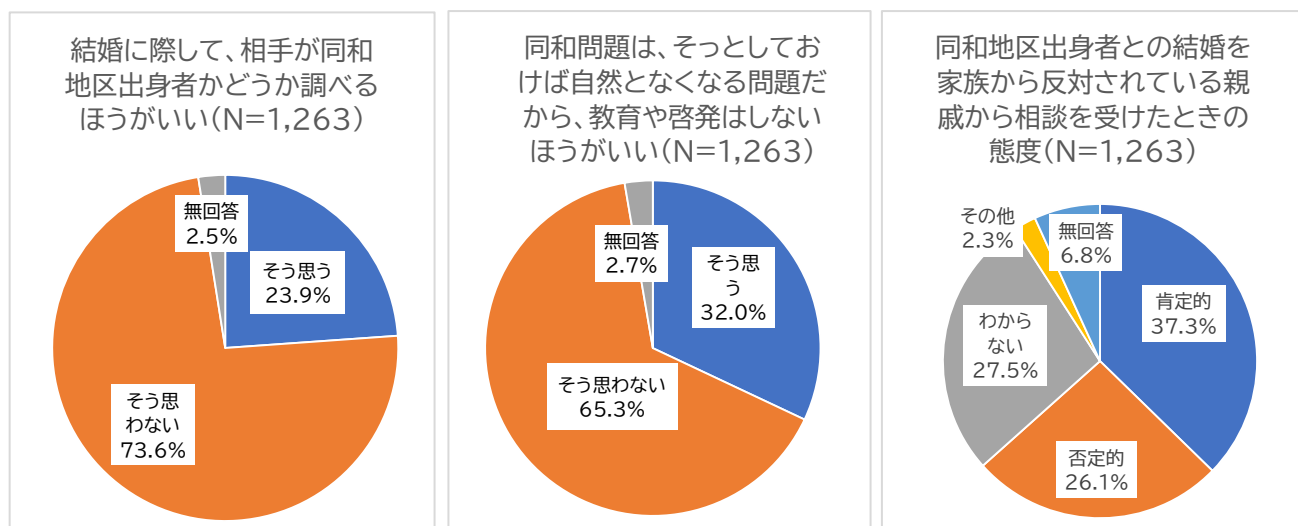
●市民意識調査結果

ここ5年で同和問題に関して直接聞いた発言で最も印象に残ったもの(N=1,263)

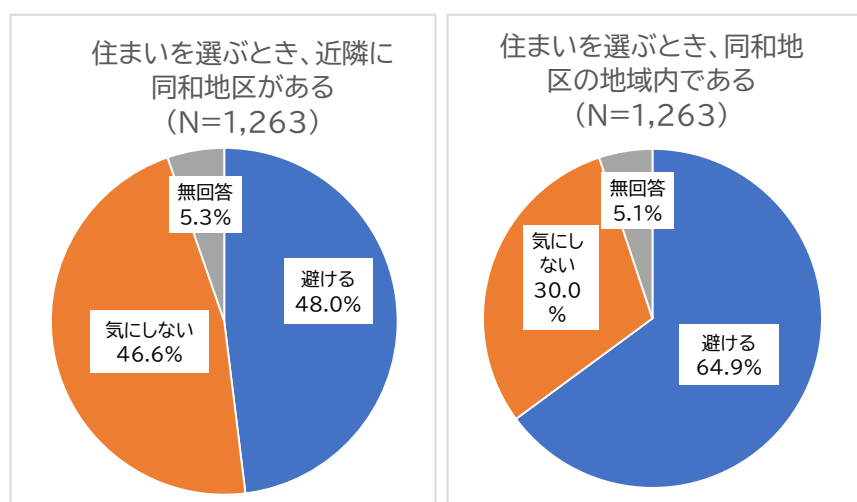


同和問題に関する発言を聞いて感じたことととった行動(N=381)





※「同和地区出身者との結婚を家族から反対されている親戚から相談を受けたときの態度」について、「反対する家族を説得するなど、力になってあげようと言う」と「迷うことはない、自分の意思を貫いて結婚しなさいと言う」の合計値を「肯定的対応」、「慎重に考えなさいと言う」と「あきらめるように言う」の合計値を「否定的対応」として表記しています。



(2) プラン推進によってめざすまちの姿

- ① 今も存在する部落差別の解消に向け、市、市民、事業者が協働し、課題に取り組んでいます
- ② 同和問題への正しい知識と理解が深まるように、様々な場で教育と啓発の機会がつくられています
- ③ 市民が無知や誤解からくる自身の偏見に気づき、行動を変えようとする意識が広がっています
- ④ インターネット上に部落差別を助長するような書き込みがあっても、それに同調せず、批判的に見る市民が増えています

(3) 施策の方針

- ・学校や地域、職場において、当事者や地域との交流の機会を設けるなど、同和問題への正しい知識と理解を深め、行動につなげるための教育と啓発を進めます。
- ・「部落差別の解消の推進に関する法律」の周知を図り、法に基づき必要な施策を推進します。
- ・部落差別につながるような調査の規制をめざした取組など、継続した施策を実施します。
- ・人権侵害を受けた人の尊厳を守るための相談支援に取り組みます。
- ・国や大阪府と連携した施策を推進します。

●指標

	現状	中間値 (R8)	目標 (R13)
「結婚に際して、相手が同和地区出身者かどうか調べるほうがいいと思う	23.9%	16.7%	12.0%
同和問題に関する発言を聞き、疑問・反発を感じた	18.3%	23.8%	27.5%
同和地区の出身者との結婚を家族から反対されている親戚から相談を受けたとき、肯定的に答える	37.3%	48.5%	56.0%
「住まいを選ぶとき、近隣に同和地区があると避ける」と思う	48.0%	33.6%	24.0%
「住まいを選ぶとき、同和地区の地域内であると避ける」と思う	64.9%	45.4%	32.5%

(4) 実施施策

基本方針が示す項目	
・同和問題への正しい知識と理解を深め、行動につなげるための教育と啓発 ・「部落差別の解消の推進に関する法律」の周知と必要な施策の推進 ・部落差別につながる調査の規制など、施策の継続実施 ・国や大阪府と連携した施策の推進	
共通課題から見た分類 ①啓発 ②教育 ③相談 ④協働・連携 ⑤その他施策	参考

	推進施策	No	個別事業	分類	担当課(所管課)
部落差別の解消に向けた取組	部落差別の解消の推進に関する法律の周知と必要な施策の推進	121	啓発事業などの実施	①④	人権・男女共同参画課
		122	差別事象への対応	①④	全課
		123	インターネット上の差別的な書込への対応	①④	人権・男女共同参画課
		124	相談事業の推進	③	人権・男女共同参画課
		125	本人通知制度の登録促進	①	市民課 人権・男女共同参画課
		126	事業所における差別解消などの取組の支援	①④	人権・男女共同参画課 産業政策課
		127	国や大阪府との連携による施策の推進	④	人権・男女共同参画課
同和問題への正しい知識と理解を深める教育、啓発の継続	同和教育の推進	128	授業などでの取組による理解促進	②	学校教育課 人権教育課
		129	教職員への研修の実施	①②④	人権教育課
	同和問題に関する啓発事業の推進	130	啓発事業などの実施	①④	人権・男女共同参画課
		131	庁内での同和地区に関する照会や、えせ同和行為に対する対応の共有	①	人権・男女共同参画課 全課
		132	市内事業所への情報提供	①④⑤	人権・男女共同参画課

6 地域で暮らす外国籍の人の人権

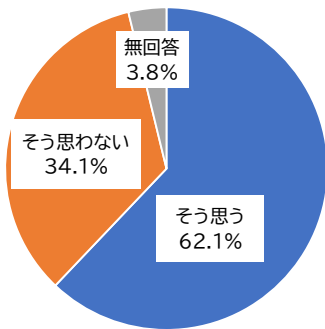
(1) 岸和田市における現状

●市の取組の概要

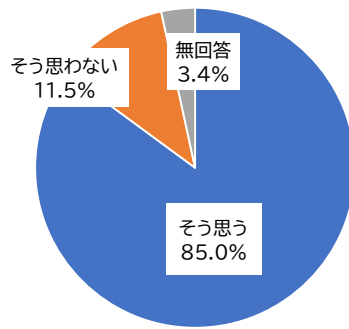
- ・岸和田市では外国籍の人のうち、約 30%が韓国・朝鮮籍、続いて約 17%が中国籍となっています。
(令和 2〔2020〕年 12 月 31 日現在)
- ・外国人対象の「日本語サロン」の運営や日常生活の通訳サポートをする「岸和田市国際親善協会」の支援をしています。
- ・「岸和田市住民投票条例」では、住民投票の有資格者に「満 18 歳以上の定住外国人」も含んでいます。
- ・外国人の転入生が増えてきています。日本語指導が必要な児童生徒に対し、定期的に指導者を派遣し、充実した学校生活を送れるよう支援しています。また、文化の違いによるいじめが起こらないように、異文化理解の教育を大切にしています。幼小中高の教諭・教員対象に研修を実施しています。
- ・「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」の施行を機に、平成 30(2018)年度の校区別人権セミナーを「外国人の人権」をテーマに開催しました。
- ・平成 29 年度、令和 2 年度に多文化共生のまちづくりを考える講座を開催しています。

●市民意識調査結果

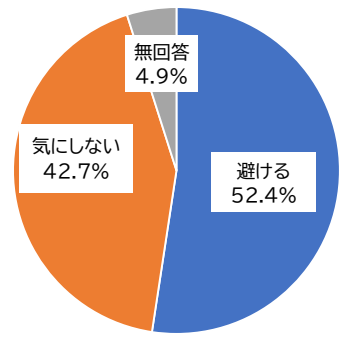
外国籍であっても、自治体の住民であるからには地方参政権を認め、投票できるようにする必要がある(N=1,263)



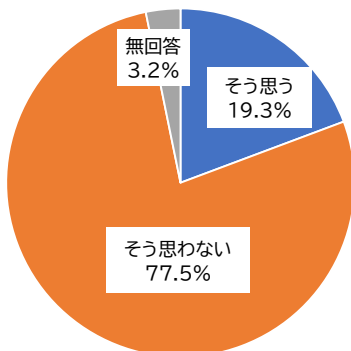
外国人住民が増えているので、福祉などのサービスを受けやすくするために、多言語による情報提供が必要だ(N=1,263)



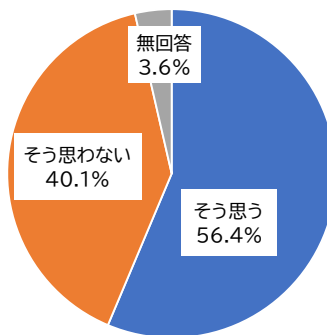
住まいを選ぶとき、近隣に外国籍の住民が多く住んでいる(N=1,263)

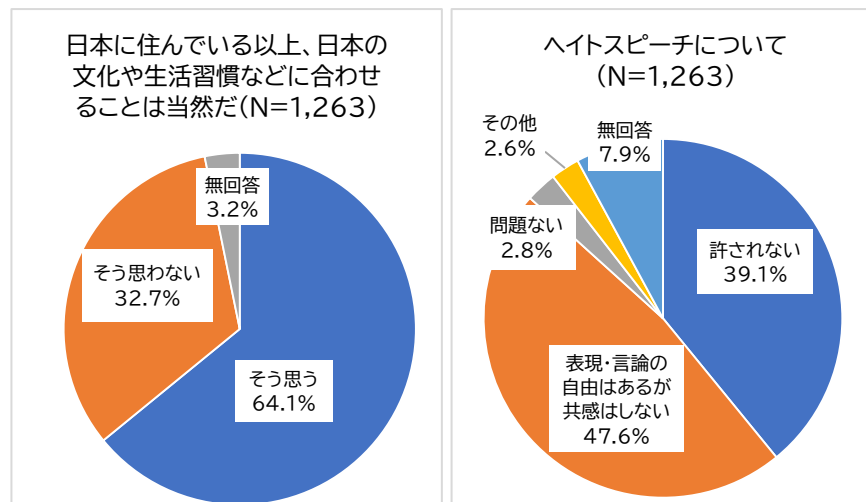


外国人だからという理由で、賃貸住宅への入居を断られても仕方がない(N=1,263)



日本の学校に通う外国人の子どもたちに、自分の国や民族の言葉を学習する機会を保障する必要がある(N=1,263)





(2) プラン推進によってめざすまちの姿

- ① 言語や文化、習慣など様々な違いを住民同士が学び合い、多様性を大切にする文化が育っています
- ② やさしい日本語や多言語による表記が進み、言語のバリアの解消が進んでいます
- ③ 様々なルーツを持つ人々と共に生きる社会づくりのための教育、啓発の機会がつくられています
- ④ 国籍や民族の違いを理由にした差別や人権侵害を許さない社会となっています

(3) 施策の方針

- ・外国籍だから、という理由で自分らしく生きる権利を侵害されない社会づくりのために、外国籍の人の人権について理解を促し、行動につなげるための教育と啓発を進めます。
- ・「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」の周知を図り、法に基づき必要な施策を推進します。
- ・歴史的経緯に学び、文化や生活習慣などの多様性を理解し、互いの人権を尊重する共生社会づくりのための取組を進めます。
- ・日常生活における様々な違いを住民同士が互いに学びあう、多文化理解のための機会をつくります。
- ・レイシャルハラスメント^(※21)やヘイトスピーチ^(※22)を許さない意識づくりのための啓発を進めます。
- ・日本語教育のほか、ニューカマー^(※13)の人権及び地域住民の人権を尊重しあうために必要な施策を進めます。
- ・人権侵害を受けた人の尊厳を守るための相談支援に取り組みます。
- ・市の各部署の窓口では、手続きが分かりやすくスムーズになるよう、書類の検討などの業務の工夫に取り組みます。

(※21) レイシャルハラスメント

職場で行われる、特定の人種、民族、国籍に係わる、「不快」「不適切で配慮に欠ける」と感じる言動。職場には、取引先、業務の延長線での飲食の場など、仕事に関係するあらゆる場所が含まれる。

(※22) ヘイトスピーチ

特定の国の出身者であること又はその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとするなどの一方的な内容の言動。

●指標

	現状	中間値 (R8)	目標 (R13)
「日本の学校に通う外国人の子どもたちに、自分の国や民族の言葉を学習する機会を保障する必要がある」と思う	56.4%	73.3%	84.6%
「日本に住んでいる以上、日本の文化や生活習慣などに合わせることは当然だ」と思う	64.1%	44.9%	32.1%
「外国人住民が増えているので、福祉などのサービスを受けやすくするために、多言語による情報提供が必要だ」と思う	85.0%	100.0%	100.0%
「住まいを選ぶとき、近隣に外国籍の住民が多く住んでいると避ける」と思う	52.4%	36.7%	26.2%

(4) 実施施策

基本方針が示す項目	
・外国籍の人の人権について理解を促し、行動につなげるための教育と啓発 ・日本で生活する外国籍住民への差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実 ・多様性を理解し、互いの人権を尊重する共生社会づくりのための啓発 ・住民同士が互いに学びあう、多文化理解のための機会づくり ・レイシャルハラスメント(※21)やヘイトスピーチ(※22)を許さない意識づくりのための啓発 ・日本語教育やニューカマー(※13)の人権及び地域住民の人権を尊重しあうための施策の推進 ・市の各部署の窓口における書類の検討などの業務の工夫	
共通課題から見た分類 ①啓発 ②教育 ③相談 ④協働・連携 ⑤その他施策	参考 岸和田市男女共同参画推進プラン

	推進施策	No	個別事業	分類	担当課(所管課)
多文化共生 理解の教育 と啓発の 継続	多文化共生に向けた取組の 推進	133	啓発事業などの実施	①④	人権・男女共同参画課
		134	国際交流(多文化共生理解)のための事業 の実施	①④	文化国際課 産業高等学校
	多文化共生教育の推進	135	授業などでの取組による理解促進	②	人権教育課
		136	教職員への研修の実施	①②④	人権教育課
	本邦外出身者に対する不当な 差別的言動の解消に向けた 取組の推進に関する法律の 周知と必要な施策の推進	137	啓発事業などの実施	①④	人権・男女共同参画課
		138	インターネット上の差別的な書込への対応	①③④	人権・男女共同参画課
		139	事業所における差別解消などの取組の 支援	①③④	人権・男女共同参画課 産業政策課
		140	国や大阪府との連携による施策の推進	③④	人権・男女共同参画課
		141	ヘイトスピーチ(※22)を未然に防ぐ仕組み づくり	①④	施設所管課
	日本語教育や ニューカマー(※13)の人権 及び地域住民の人権を尊重 しあうための施策の推進	142	ニューカマー(※13)の子どもへの日本語 指導	②④	人権教育課
		143	ニューカマー(※13)や帯同家族への日本語 学習の情報提供	①②	文化国際課
		144			
		145	関係団体の活動及び日本語指導等の支援	①②④	文化国際課
		146	就労に向けた支援の実施	③④	産業政策課

7 HIVや新型コロナウイルス感染症など様々なウイルスの感染者の人権

(1) 岸和田市における現状

●市の取組の概要

- ・学校教育を中心として、正しい知識や実践力を習得するよう、性教育の充実に努めています。
- ・新型コロナウイルスの感染拡大と同時に、社会では、感染者やその家族、医療従事者などへの偏見や差別、排除という事態が発生しています。こうした事態をなくしていくための教育・啓発を進めます。
- ・新型コロナウイルス感染症への正しい理解を広め、差別や偏見を解消するために令和 2(2020)年度に「感染症と人権」をテーマに合同セミナーを開催しました。

(2) プラン推進によってめざすまちの姿

- ① 感染症について正しい知識をもち、不安や恐れによる差別や排除の解消への理解が進んでいます
- ② 弱い立場の人が孤立せず、人とのつながりを大切にする“With コロナ”の社会になっています
- ③ マスク着用が困難な人やワクチン未接種の人などが非難や同調圧力から解放され、安心して生活しています

(3) 施策の方針

- ・新型コロナウイルス感染症やワクチン接種、マスク着用に関連する偏見や差別、いじめなどの不当性を理解し、それらをなくしていく行動につなげるための教育と啓発を進めます。
- ・誰もが安心して生活できる社会を築くために、HIV や新型コロナウイルス感染症に関わる人権問題について正しく理解する機会をつくります。
- ・人権侵害を受けた人の尊厳を守るための相談支援に取り組みます。

(4) 実施施策

基本方針が示す項目	
・新型コロナウイルス感染症やワクチン接種、マスク着用に関連する人権問題への理解を促し、行動につなげるための教育と啓発 ・感染症と人権問題について正しく理解する機会づくり ・国や大阪府と連携した施策の推進	
共通課題から見た分類 ①啓発 ②教育 ③相談 ④協働・連携 ⑤その他施策	参考

	推進施策	No	個別事業	分類	担当課(所管課)
感染症と人権問題について正しい知識と理解を深める教育、啓発の継続	誤解や偏見の解消に向けた取組の推進	147	啓発事業などの実施	①④	人権・男女共同参画課
		148	新型コロナウイルス感染症やワクチン接種、マスク着用に関連する人権問題への理解促進及び意識の醸成	①	人権・男女共同参画課
		149	国や大阪府との連携による施策の推進	④	人権・男女共同参画課
	教育現場の取組の推進	150	授業などでの取組による理解促進	①	学校教育課 人権教育課
		151	教職員への研修の実施	①②④	人権教育課

8 ハンセン病患者・元患者(回復者)の人権

(1) 岸和田市における現状

●市の取組の概要

- ・ハンセン病回復者や支援者による講演を実施しました。
- ・アンケートにおける「関心のある人権テーマ」の質問では、ハンセン病問題は例年低い結果となっています。関心をもってもらいにくいテーマだからこそ、すべての人が自分ごとと捉えてもらえるよう啓発を続けています。

(2) プラン推進によってめざすまちの姿

- ① ハンセン病問題に関する誤った知識や政策によって、深刻な人権侵害に至った経過の理解が進んでいます
- ② ハンセン病問題への正しい知識をもち、行動を変えようとする意識が広がっています
- ③ ハンセン病患者・元患者(回復者)に、国の制度などに関する必要な情報が伝わっています

(3) 施策の方針

- ・ハンセン病患者・元患者(回復者)に関連する偏見や差別について理解を促し、行動につなげるための教育と啓発を進めます。
- ・入所者が安心して地域社会へ復帰・交流することのできる環境を整えるため、ハンセン病問題に関する正しい知識と理解を深める機会をつくります。
- ・人権侵害を受けた人の尊厳を守るための相談支援に取り組みます。
- ・国や大阪府と連携した施策の推進を行います。

(4) 実施施策

基本方針が示す項目	
・ハンセン病患者・元患者(回復者)に関連する偏見や差別への理解を促し、行動につなげるための教育と啓発 ・ハンセン病問題に関する正しい知識と理解を深める機会づくり ・国や大阪府と連携した施策の推進	
共通課題から見た分類 ①啓発 ②教育 ③相談 ④協働・連携 ⑤その他施策	参考

	推進施策	No	個別事業	分類	担当課(所管課)
ハンセン病問題への正しい知識と理解を深める教育、啓発の継続	誤解や偏見の解消に向けた取組の推進	152	啓発事業などの実施	①④	人権・男女共同参画課
		153	国や大阪府と連携した施策の推進	②	人権・男女共同参画課 健康推進課
	教育現場の取組の推進	154	授業などでの取組による理解促進	①	人権教育課
		155	教職員への研修の実施	①②④	人権教育課

9 刑を終えて出所した人の人権

(1) 岸和田市における現状

●市の取組の概要

- ・更生保護に関する団体が国の機関や関係機関と連携して更生保護活動を進めています。刑務所や少年院を仮釈放・仮退院する人の帰住先の環境調整、保護観察、生活、就職といった支援などの幅広い活動をしています。
- ・平成 30(2018)年度の人権問題専門講座は、刑を終えて出所した人の人権をテーマに更生保護活動を考える機会としました。

(2) プラン推進によってめざすまちの姿

- ① 刑を終えて出所した人が必要に応じて様々な支援を受けながら、地域で更生をめざしています
- ② 府内の関係機関の連携によって、更生をめざす人への差別や偏見をなくすための啓発が進んでいます
- ③ 刑を終えて出所した人を支援する市内の機関や団体の取組が進み、その取組の後方支援もなされています

(3) 施策の方針

- ・刑を終えて出所した人に関連する偏見や差別について理解を促し、行動につなげるための教育と啓発を進めます。
- ・更生を支援する関係団体との連携などによる啓発を継続し、再犯防止に向けた気運の醸成に努めます。
- ・福祉サービスの利用、住居の設定、就労の確保など、安定した地域生活をめざした支援を進めるための必要な連携に取り組みます。
- ・罪を犯した人の後方支援につながるような取組に努めます。
- ・人権侵害を受けた人の尊厳を守るための相談支援に取り組みます。

(4) 実施施策

基本方針が示す項目	
・刑を終えて出所した人に関連する偏見や差別への理解を促し、行動につなげるための教育と啓発 ・更生を支援する関係団体との連携などによる啓発を継続し、再犯防止に向けた気運の醸成 ・安定した地域生活をめざした支援を進めるための連携 ・罪を犯した人を支援する団体等の後方支援	
共通課題から見た分類 ①啓発 ②教育 ③相談 ④協働・連携 ⑤その他施策	参考

	推進施策	No	個別事業	分類	担当課(所管課)
地域からの排除を防止するための社会全体の理解促進	偏見や差別の解消に向けた取組の推進	156	啓発事業などの実施	①④	人権・男女共同参画課
	連携による支援	157	「社会を明るくする運動」の実施	①④	人権・男女共同参画課 福祉政策課 生涯学習課
		158	「更生保護サポートセンター」の支援	④	福祉政策課
	自立生活に向けた支援	159	地域生活への定着支援	③④	関係各課
		160	犯罪や触法行為などへの関与防止に向けた取組の推進	③④	福祉政策課 障害者支援課
		161	触法障害者や触法高齢者の支援	①③④	福祉政策課 障害者支援課

10 犯罪被害者の人権

(1) 岸和田市における現状

●市の取組の概要

・平成 30(2018)年度の人権問題専門講座は、犯罪被害者の人権を考える機会としました。

(2) プラン推進によってめざすまちの姿

- ① 被害者支援への関心が高まり、犯罪被害を「自分ごと」と想像できる人が増えています
- ② 無理解や偏見による誹謗中傷などが、被害者を社会から孤立させることになるという認識が進んでいます
- ③ 大阪府犯罪被害者等支援条例に基づき、社会全体で犯罪被害者の支援に取り組んでいます

(3) 施策の方針

- ・犯罪被害者や家族が平穏な生活を取り戻すことができるよう、社会全体で支えていくための啓発を進めます。
- ・被害者に対する誤解や誹謗中傷などの二次的被害が生じないよう、被害者に寄り添う気持ちを育むための啓発に取り組めます。
- ・人権侵害を受けた人の尊厳を守るための相談支援に取り組めます。
- ・国や府、犯罪被害者などの援助を行う民間団体などと連携した取組を進めます。

(4) 実施施策

基本方針が示す項目	
・犯罪被害者や家族を社会全体で見守るための啓発 ・被害者の二次的被害を防ぎ、被害者に寄り添う気持ちを育むための啓発 ・国や府、犯罪被害者などの援助を行う民間団体などとの連携	
共通課題から見た分類 ①啓発 ②教育 ③相談 ④協働・連携 ⑤その他施策	参考

	推進施策	No	個別事業	分類	担当課(所管課)
二次的被害防止への理解促進	犯罪被害者を社会で支える意識づくりをめざした取組の推進	162	啓発事業などの実施	①④	人権・男女共同参画課
		163	犯罪被害者への支援情報の提供	①④	人権・男女共同参画課
		164	国や大阪府、犯罪被害者などの援助を行う民間団体などとの連携による施策の推進	④	人権・男女共同参画課

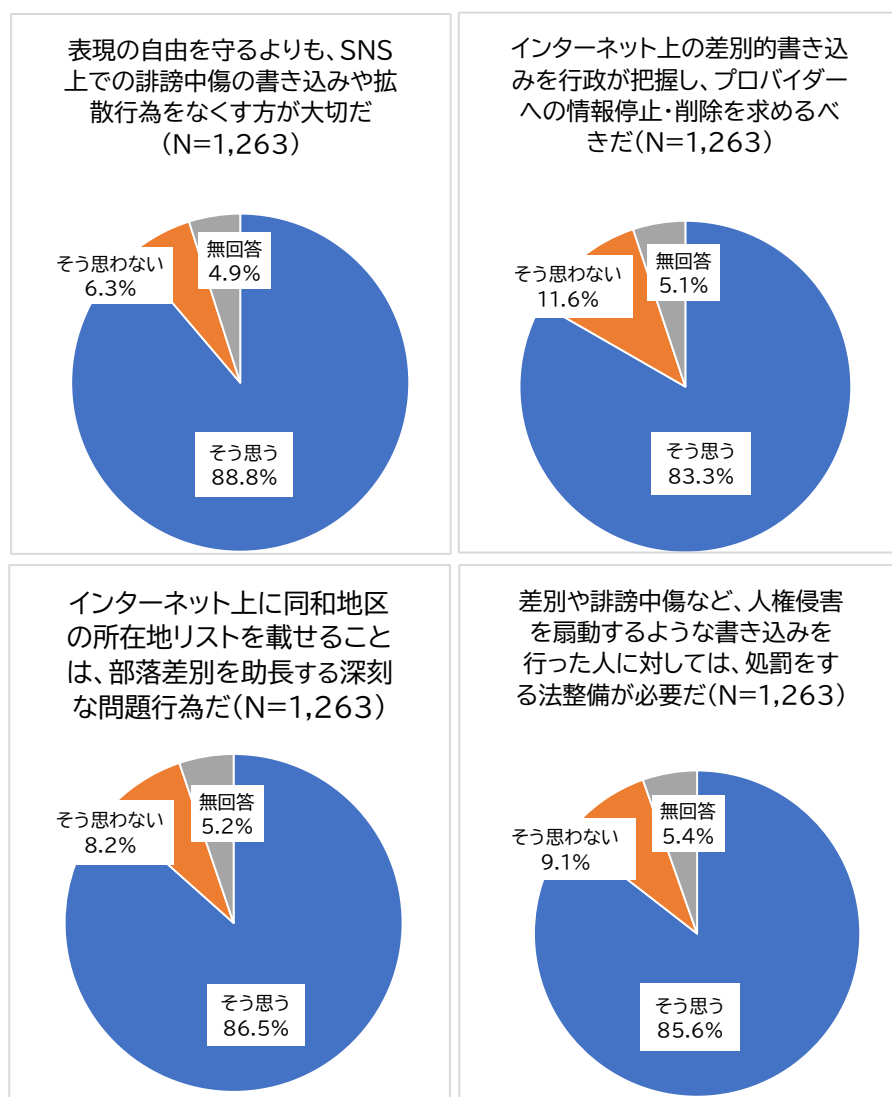
11 インターネットを悪用した人権侵害

(1) 岸和田市における現状

●市の取組の概要

- ・学校では、教員向けにICT研修・情報モラル研修^(※23)を実施するとともに、資料提供などを行い、メディア・リテラシー^(※24)の育成と向上を図るための教育充実に努めています。
- ・平成 28(2016)年度の人権問題専門講座は、インターネットと人権をテーマにした講座を開催しました。

●市民意識調査結果



(※23) ICT研修・情報モラル研修

「Information and Communication Technology(情報通信技術)」の略。通信技術を活用したコミュニケーションを示す。また情報モラルは情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度。

(※24) メディア・リテラシー

メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。

(2) プラン推進によってめざすまちの姿

- ① 表現の自由と人権擁護について理解するための教育、啓発が進んでいます
- ② 匿名性を悪用したインターネット上での人権侵害を許さないという意識が広がっています
- ③ 人権侵害の被害者の支援につながる相談窓口の充実などの取組が進んでいます

(3) 施策の方針

- ・メディア・リテラシー^(※24)を高めるための教育と啓発を進めます。
- ・インターネットを利用する際のルールやマナーについて理解を促し、行動につなげるための教育と啓発を進めます。
- ・生涯にわたって自身が苦しみ、他者をも苦しめるリベンジポルノ^(※25)などの問題を引き起こさないよう、情報と人権に関する教育と啓発を進めます。
- ・人権侵害を受けた人の尊厳を守るための相談支援に取り組みます。

●指標

	現状	中間値 (R8)	目標 (R13)
「インターネット上の差別的書込を行政が把握し、プロバイダー ^(※26) への情報停止・削除を求めるべきだ」と思う	83.3%	100.0%	100.0%
「インターネット上に同和地区の所在地リストを載せることは、部落差別を助長する深刻な問題行為だ」と思う	86.5%	100.0%	100.0%

(4) 実施施策

基本方針が示す項目	
・メディア・リテラシー^(※24)を高めるための教育と啓発 ・インターネットを利用する際のルールやマナーへの理解を促し、行動につなげるための教育と啓発 ・リベンジポルノなどの問題の防止をめざした、情報と人権に関する教育と啓発	
共通課題から見た分類 ①啓発 ②教育 ③相談 ④協働・連携 ⑤その他施策	参考

	推進施策	No	個別事業	分類	担当課(所管課)
インターネットを利用する際のルールやマナーの理解促進	メディア・リテラシー ^(※24) に関する啓発の推進	165	啓発事業などの実施	①④	人権・男女共同参画課
	人権を侵害する書込や、差別を助長する表現の掲載への対策	166	インターネット上の差別的な書込への対応	①④	人権・男女共同参画課
	メディア・リテラシー ^(※24) 教育の推進	167	授業などでの取組による理解促進	②	学校教育課 人権教育課
		168	教職員への研修の実施	①②④	学校教育課 人権教育課
		169	ネットいじめへの対策	①②③④	学校教育課 人権教育課

(※25) リベンジポルノ

元交際相手の性的な写真や動画等を撮影対象者の同意なくインターネット上に公開すること。

(※26) プロバイダー

インターネットサービスプロバイダー。インターネット接続業者。

12 北朝鮮当局による人権侵害問題

(1) 岸和田市における現状

●市の取組の概要

- ・平成 26(2014)年の「人権を考える市民の集い」で、拉致被害者のひとりである蓮池薫さんの講演を実施しました。
- ・平成 30(2018)年の岸和田市議会第4回定例会において、「北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書」が上程、採択されました。
- ・北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決に関するオール大阪での取組に継続して参加し、情報発信に努めています。

(2) プラン推進によってめざすまちの姿

- ① 拉致問題を考える機会をとおして、拉致問題解決への関心と理解が深まっています
- ② 市内での啓発を継続するとともに、大阪府との連携により、政府の取組の後押しにつながっています

(3) 施策の方針

- ・拉致問題について理解を促すための啓発を進めます。
- ・人権侵害を受けた人の尊厳を守るための相談支援に取り組みます。
- ・拉致被害者の一日も早い帰国をめざして、引き続き、国や大阪府と連携した施策を推進します。
- ・映画「めぐみー引き裂かれた家族の 30 年」の上映会の周知など、拉致問題解決の一助となるよう努めます。

(4) 実施施策

基本方針が示す項目	
・拉致問題について理解を促すための啓発 ・国や大阪府と連携した施策の推進	
共通課題から見た分類 ①啓発 ②教育 ③相談 ④協働・連携 ⑤その他施策	参考

	推進施策	No	個別事業	分類	担当課(所管課)
拉致問題について理解を促すための啓発	理解促進に向けた取組の推進	170	啓発事業などの実施	①④	人権・男女共同参画課
		171	アニメ映画「めぐみ」の活用	①②	人権・男女共同参画課 人権教育課
		172	国や大阪府との連携による施策の推進	④	人権・男女共同参画課

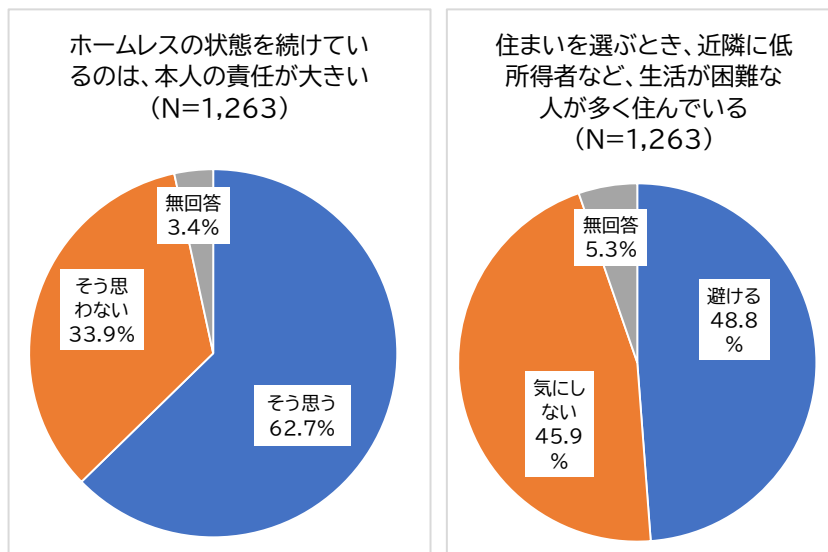
13 ホームレスの人の人権

(1) 岸和田市における現状

●市の取組の概要

- ・「岸和田市自立相談支援センター」では、経済的に困窮し、就労などによる自立に向けた支援を希望する人を対象に、自立相談支援事業と住居確保給付金事業、就労準備支援事業及び一時生活支援事業を実施しています。
- ・定期的な巡回相談を行い、生活状況や健康状態の把握を行うとともに、必要に応じて行政サービスへの案内を行っています。

●市民意識調査結果



(2) プラン推進によってめざすまちの姿

- ① ホームレスや貧困が自己責任ではないことの理解と、当事者を排除しない意識づくりが進んでいます
- ② 関係機関が連携し、自立の意思のあるホームレスの人の支援をしています
- ③ ホームレスが生じない社会をめざす取組が進んでいます

(3) 施策の方針

- ・ホームレス状態だから、という理由で権利を侵害されない社会づくりのために、ホームレスの人の人権についての関心と理解を促す教育と啓発を進めます。
- ・人権侵害を受けた人の尊厳を守るための相談支援に取り組みます。
- ・専門機関と連携し、定住や定職が困難な状況にある人の自立に向けた支援事業を引き続き推進します。

(4) 実施施策

基本方針が示す項目	
・ホームレスの人の人権への関心と理解を促す教育と啓発 ・専門機関との連携による、定住や定職が困難な状況にある人への自立支援	
共通課題から見た分類 ①啓発 ②教育 ③相談 ④協働・連携 ⑤その他施策	参考

	推進施策	No	個別事業	分類	担当課(所管課)
ホームレスの人の人権への関心と理解を促す教育と啓発	誤解や偏見の解消に向けた取組の推進	173	啓発事業などの実施	①④	人権・男女共同参画課
専門機関との連携による、定住や定職が困難な状況にある人への自立支援	自立を支援する事業の推進	174	自立生活に向けた支援の実施	①③④	生活福祉課
		175	巡回相談の定期実施	③④	生活福祉課

14 性的マイノリティ(少数者)の人権

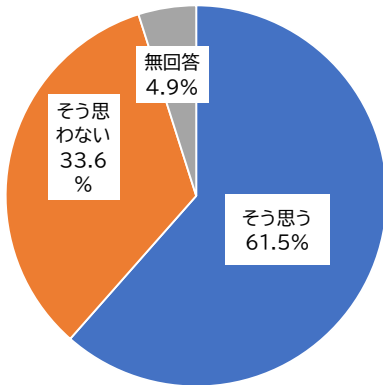
(1) 岸和田市における現状

●市の取組の概要

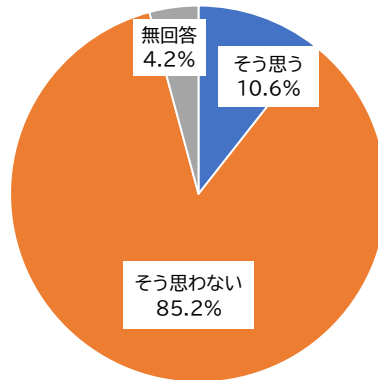
- ・教職員を対象とした「男女共生教育担当者会」などを実施し、性の多様性の理解を高める教育に取り組んでいます。
- ・個々の状況に応じ、教職員が協力して児童生徒が相談しやすい体制を整えるよう努めています。
- ・「性と生の学習」に取り組む男女共同参画センターの登録グループと講座を共催し、幅広い世代へ性の多様性についての啓発に取り組んでいます。
- ・令和 3(2021)年度に「ラヂオきしわだ」で性の多様性理解のための 13 回シリーズ「にじいろ講座」を放送しました。

●市民意識調査結果

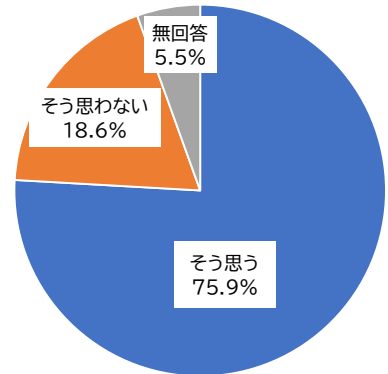
同性同士の結婚も認められるのは当然だ(N=1,263)



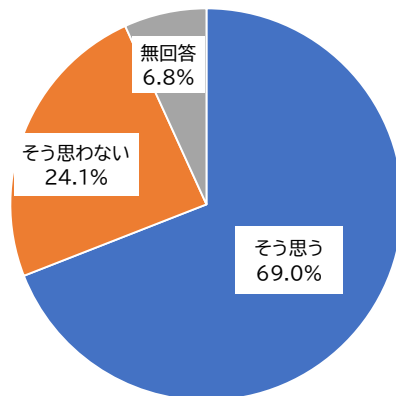
同性愛者や性同一性障害のある人がいる職場では働きたくない(N=1,263)



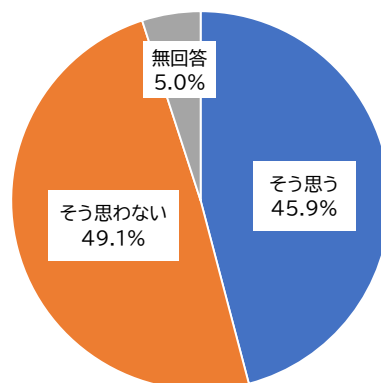
もし、自分の子どもが同性愛者であっても、親として子どもの側に立ち、力になる(N=1,263)



企業は、社員のパートナーが同性であっても、配偶者として処遇する必要がある(N=1,263)



自分の身内には同性愛者はいてほしくない(N=1,263)



(2) プランの推進によってめざすまちの姿

- ① SOGI(性的指向や性自認)^(※27) の多様性への理解が進み、自分らしい生き方を支持する人が増えています
- ② SOGI^(※27) に関わらず、すべての子どもが安心して過ごせる学校づくりをめざした取組が進んでいます
- ③ 当事者から学ぶ機会をととして、性の多様性への理解が進んでいます
- ④ SOGI^(※27) を理由とした生きづらさや不利益の解消が少しずつ進んだ社会になっています

(3) 施策の方針

- ・性的少数者だから、という理由で自分らしく生きる権利を侵害されない社会づくりのために、SOGI(性的指向や性自認)^(※27) の多様性について理解が進み、行動につなげるための啓発を進めます。
- ・性的マイノリティの子どもたちを含む、すべての子どもたちが安心して過ごせる学校づくりをめざし、多様性を尊重する教育の充実を図ります。
- ・引き続き、教職員を対象とした「男女共生教育担当者会」を開催します。
- ・SOGI^(※27) を理由とする偏見や差別、ハラスメントをなくし、互いのセクシュアリティが尊重される社会をめざし、必要な取組を継続します。
- ・一人ひとりの個性に応じた関わりを理解する機会をつくり、アライ^(※28) (理解者・支援者)を増やす取組を進めます。
- ・人権侵害を受けた人の尊厳を守るための相談支援に取り組みます。

●指標

	現状	中間値 (R8)	目標 (R13)
「同性同士の結婚も認められるのは当然だ」と思う	61.5%	80.0%	92.3%
「企業は、社員のパートナーが同性であっても、配偶者として処遇する必要がある」と思う	69.0%	89.7%	100.0%
自分の身内には同性愛者はいてほしくないと思う	45.9%	32.1%	23.0%

(※27) SOGI(性的指向や性自認)

SO はセクシュアルオリエンテーション(性的指向＝好きになる人の性)のことで、GI はジェンダーアイデンティティ(性自認＝心の性)のこと。性自認には、男性、女性、はっきり決められない、男女のどちらでもないなども含む。SOGI は、すべての人がもち、自分の意思で選んだり変えたりできないもの。

(※28) アライ

同盟や支援を意味する英語 ally が語源で、LGBT に代表される性的マイノリティを理解し支援するという考えやその考えを持つ人。

(4) 実施施策

基本方針が示す項目	
・SOGI(性的指向や性自認)の多様性への理解が進み、行動につなげるための啓発 ・性的マイノリティの子どもたちを含む、すべての子どもたちが安心して過ごせる学校づくりのための多様性を尊重する教育の充実 ・教職員を対象とした「男女共生担当職員研修」の開催 ・性的少数者への人権侵害をなくし、互いのセクシュアリティが尊重される社会をめざす取組の推進 ・個性に応じた関わりを理解する機会づくりとアライ^(※28)(理解者・支援者)を増やす取組の推進	
共通課題から見た分類 ①啓発 ②教育 ③相談 ④協働・連携 ⑤その他施策	参考 岸和田市男女共同参画推進プランに基づき推進しているものに(★)をつけています。

	推進施策	No	個別事業(主にヒアリング結果より)	分類	担当課(所管課)
SOGI(※27)を正しく理解し、多様性を尊重する教育、啓発の実施	SOGI(※27)を理由とする差別や偏見の解消に向けた取組の推進	176	啓発事業などの実施(★)	①④	人権・男女共同参画課
		177	SOGI(※27)を理由とする生きづらさやハラスメントを当事者から学ぶ機会の提供	①④	人権・男女共同参画課 人権教育課
		178	事業所における差別解消などの取組の支援	①④	人権・男女共同参画課 産業政策課
		179	市職員への研修の実施	①④	人権・男女共同参画課 人権教育課
	教育現場の取組の推進	180	授業などでの取組による理解促進	②	人権教育課 産業高等学校
		181	教職員への研修の実施	①②④	人権教育課
社会生活で当事者が抱える困難の解消	困難の解消に向けた取組の検討・推進	182	行政文書及び庁内システム上の性別欄の検討	⑤	関係各課
		183	困難の解消に向けた支援の実施	⑤	関係各課
		184	関係団体の活動支援	④	人権・男女共同参画課
		185	国や大阪府との連携による施策の推進	④	人権・男女共同参画課
		186	大阪府パートナーシップ宣誓証明制度の周知と必要な施策の推進	①⑤	人権・男女共同参画課 関係各課

15 労働者をめぐる人権

(1) 岸和田市における現状

●市の取組の概要

- ・電話や面談による労働相談、社会保険労務士相談(労働年金相談)を実施するとともに、法的専門性の高い相談には、弁護士相談を案内しています。相談担当者は、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法、ハラスメント防止など、大阪府主催の相談員研修に参加してスキルを高めています。
- ・市民が雇用・労働に関する基礎知識を深める機会として講座などを開催し、関係法の周知もしています。

(2) プラン推進によってめざすまちの姿

- ① 様々なハラスメントや不合理な採用選考、男女の不均等な待遇などの解消に向けた取組が進んでいます
- ② 自分らしい働き方やワークライフバランス^(※29)の実現を支持する気運が高まっています
- ③ ビジネスと人権に関する行動計画(2020-2025)が認知され、必要な取組が進められています
- ④ 困りごとを抱える労働者が相談窓口につながり、問題を主体的に解決しています

(3) 施策の方針

- ・就労に関する様々な差別の解消のため、公正採用や就労保障の周知など、必要な取組を継続します。
- ・一人ひとりの職種や働き方の違いを理解・尊重し、優劣はないという認識を広めていきます。
- ・不就労者への自己責任の追及や社会からの排除を防ぐ啓発に取り組みます。
- ・市内の事業者や関係団体との連携を強化し、必要な啓発に取り組みます。
- ・人権侵害を受けた人の尊厳を守るための相談支援に取り組みます。
- ・多様な背景をもつ人たちが構成される職場環境をよりよくするために、関係法令の周知と人権意識の向上のための取組を進めます。

(※29) ワークライフバランス

仕事と生活の調和。働くすべての人々が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動 といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。

(3) 実施施策

基本方針が示す項目	
・公正採用や就労保障の周知など、必要な取組の継続 ・職種や働き方の違いを理解し尊重する認識づくり ・不就労者への自己責任の追及や社会からの排除を防ぐ啓発 ・市内の事業者や関係団体との連携を強化 ・関係法令の周知と人権意識の向上のための取組	
共通課題から見た分類 ①啓発 ②教育 ③相談 ④協働・連携 ⑤その他施策	参考 岸和田市男女共同参画推進プランに基づき推進しているものに(★)をつけています。

	推進施策	No	個別事業	分類	担当課(所管課)
職場における人権侵害行為の予防啓発	ハラスメントの防止に関する啓発	187	啓発事業などの実施(★)	①④	人権・男女共同参画課 産業政策課
		188	労働関係法令の周知(★)	①④	人権・男女共同参画課 産業政策課
		189	事業所での差別解消などの取組の支援	①④	人権・男女共同参画課 産業政策課
公正採用選考の実現	就職差別の解消	190	就職差別撤廃のための啓発事業などの実施	①④	人権・男女共同参画課 産業政策課
様々なライフスタイルの理解促進	働き方の多様性の理解促進	191	不就労者への自己責任の追及や社会からの排除を防ぐ啓発の実施	①④	人権・男女共同参画課 産業政策課
		192	ワークライフバランス実現の啓発事業などの実施(★)	①④	人権・男女共同参画課 産業政策課
労働に関する支援	労働に関する相談と支援	193	就労に向けた支援の実施	①③④	人権・男女共同参画課 産業政策課 産業高等学校
		194	労働に関する相談窓口の充実	③	人権・男女共同参画課 産業政策課

16 当事者の家族の人権

(1) 岸和田市における現状

●市の取組の概要

- ・当事者の家族の会の運営を助成しています。

(2) プラン推進によってめざすまちの姿

- ① 当事者の家族が抱える問題は、社会全体の問題であることへの理解が広まっています
- ② 家族の会や各種サービスなどの情報発信により、当事者の家族が孤立することなく暮らしています

(3) 施策の方針

- ・ハンセン病元患者(回復者)や刑を終えて出所した人、犯罪被害者、障害がある人、その他の少数派の家族であることを理由に、様々な不利益を被ったり、人権を侵害されたりすることのない社会をめざした啓発を進めます。
- ・様々な家族の会や各種サービスなど、当事者の家族の支援につながる情報を把握し、発信します。
- ・人権侵害を受けた人の尊厳を守るための相談支援に取り組みます。

(4) 実施施策

基本方針が示す項目	
・少数派の家族であることを理由とした不利益や人権侵害のない社会をめざした啓発 ・様々な家族の会や各種サービスなどの当事者家族の支援につながる情報発信	
共通課題から見た分類 ①啓発 ②教育 ③相談 ④協働・連携 ⑤その他施策	参考 岸和田市地域福祉計画・地域福祉活動推進計画、岸和田市障害者福祉計画・障害者計画・障害児福祉計画

	推進施策	No	個別事業	分類	担当課(所管課)
少数派の家族であることを理由とした不利益や人権侵害のない社会をめざした啓発	家族の人権問題を考える機会の提供	195	啓発事業などの実施	①④	人権・男女共同参画課
		196	「認知症の人を支える家族のつどい」の実施	③④	福祉政策課
		197	様々な家族の会に関する情報の共有	③④	人権・男女共同参画課 関係各課
様々な家族の会や各種サービスなどの当事者家族の支援につながる情報発信	当事者家族の負担解消のための施策の推進	198	社会資源の情報及び各種サービスの提供	①④	関係各課
		199	家族が抱える介護負担に起因する虐待防止に向けた取組の推進	③④	関係各課
		200	徘徊高齢者等見守りネットワークの連携による支援	①④	福祉政策課
		201	きしわだファミリー・サポート・センターの機能充実	④⑤	子育て支援課
		202	教育現場における保護者への相談支援	③	学校教育課 人権教育課
		203	関係機関との連携による支援	③④	関係各課

17 様々な人権問題

(1) 岸和田市における現状

- ・「岸和田市いのち支える自殺対策計画」に基づき、自殺予防対策事業を実施しています。
- ・様々な人権問題に関する記事を広報に掲載するなど、啓発の機会をつくっています。

(2) プラン推進によってめざすまちの姿

- ① 少数派の人の想いに寄り添い、人権を尊重しようとする意識がひろがっています
- ② 人権問題に接したとき、加害や傍観、同調の立場をとらず「自分ごと」として行動する人が増えています
- ③ 災害時に起こりうる人権問題の解決のために、地域でできる取組が進みつつあります
- ④ いのちを守り、人と人との支えあえる社会づくりが進められています

(3) 施策の方針

- ・アイヌの人々などへの偏見や差別、人身取引の問題や容貌に関する「見た目問題」など、様々な人権問題に対する正しい理解の普及・啓発の推進に努めます。
- ・人権侵害を受けた人の尊厳を守るための相談支援に取り組みます。
- ・岸和田市いのち支える自殺対策計画に基づく施策の推進に取り組みます。
- ・大阪府や他の市町村をはじめ、関係機関との連携により様々な人権課題の実態把握、情報の収集に努めます。

(4) 実施施策

基本方針が示す項目	
・様々な人権問題に対する正しい理解の普及のための啓発 ・「岸和田市いのち支える自殺対策計画」に基づく施策の推進 ・大阪府や他市町村、関係機関との連携による様々な人権課題の実態把握、情報収集	
共通課題から見た分類 ①啓発 ②教育 ③相談 ④協働・連携 ⑤その他施策	参考 いのち支える自殺対策計画

	推進施策	No	個別事業	分類	担当課(所管課)
様々な人権問題に対する正しい理解の普及・啓発の推進	普及・啓発に向けた取組の推進	204	啓発事業などの実施	①④	人権・男女共同参画課
		205	「いのち支える自殺対策計画」に基づく施策の推進	①④	健康推進課 関係各課
		206	大阪府や他市町村、関係機関との連携による様々な人権課題の実態把握、情報収集	④	人権・男女共同参画課

第6章 計画の推進

1. 推進体制

(1) 人権行政を担う職員の養成

本プランの基本理念を踏まえ、それぞれの施策を推進する際には、市民の人権の保障のために必要とされるものに気づく感性と姿勢が求められます。職員一人ひとりが人権問題を理解し、感性を磨き、様々な場面において適切な行動ができるように、計画的に職員研修を行います。

(2) 庁内体制の整備

① 岸和田市人権施策推進本部

本プランに基づく人権施策を総合的に推進するため各部署の責任者で構成する「岸和田市人権施策推進本部」を定期的開催し、プランの進行を管理します。

また、各部署における職員の人権意識の強化を進め、行政が担うすべての施策に人権の視点を盛り込み、各施策の充実に努めます。

② 岸和田市人権施策推進本部実務者会議

各部署に実務者を設置し、実務者会議を定期的開催することで、関係課との連携による重層的な取組を進めます。また、各課におけるプラン推進をリードする人材養成を進めます。

(3) 市民活動の支援と意見の把握

人権はすべての人にかかわるものであり、人権確立に向けての市民活動を大切に、その支援にあたります。また、人権問題に関する学習の機会の提供をつうじて、市民の意見を受け止め、施策への反映に努めます。

さらに、定期的な市民意識調査の実施により、これまでの施策の効果を図り、これからの施策を検討する資料とします。

(4) 各種団体との協働・連携

地域の様々なステークホルダー(※12)との協働・連携体制を強化します。

人権問題に取り組む様々な団体や機関との協働による人権啓発事業や相談支援の実施など、それぞれの役割を踏まえつつ、幅広い連携・協力を推進します。

(5) 行政機関との連携

人権施策が総合的な取組として推進されるよう、引き続き法務局や労働基準監督署、公共職業安定所などの関係機関や大阪府、府内市町村との協力・連携を進めます。

(6) 人権尊重のまちづくり審議会による問題提起

「岸和田市人権尊重のまちづくり審議会」を定期的開催し、プランの進捗状況や人権施策全般について市民、関係団体及び学識者の協働により審議いただきます。

2. 進行管理

(1) PDCAサイクルによる進行管理

社会情勢の変化に対応した新たな施策を含め、年度ごとに実施計画を作成し、計画の進捗管理と評価を行い、施策の課題の共有を図ります。

評価・改善については、PDCA サイクルにより実施します。

また「岸和田市人権尊重のまちづくり審議会」に報告し、意見や提言をいただきます。

(2) 3つの評価

① 市民評価(市民人権意識調査)

「岸和田市人権問題に関する市民意識調査」の定期的な実施により、市民の人権意識がどのように変化したかを把握し、施策の効果の評価に活用します。

② 団体評価(団体アンケート、ヒアリング)

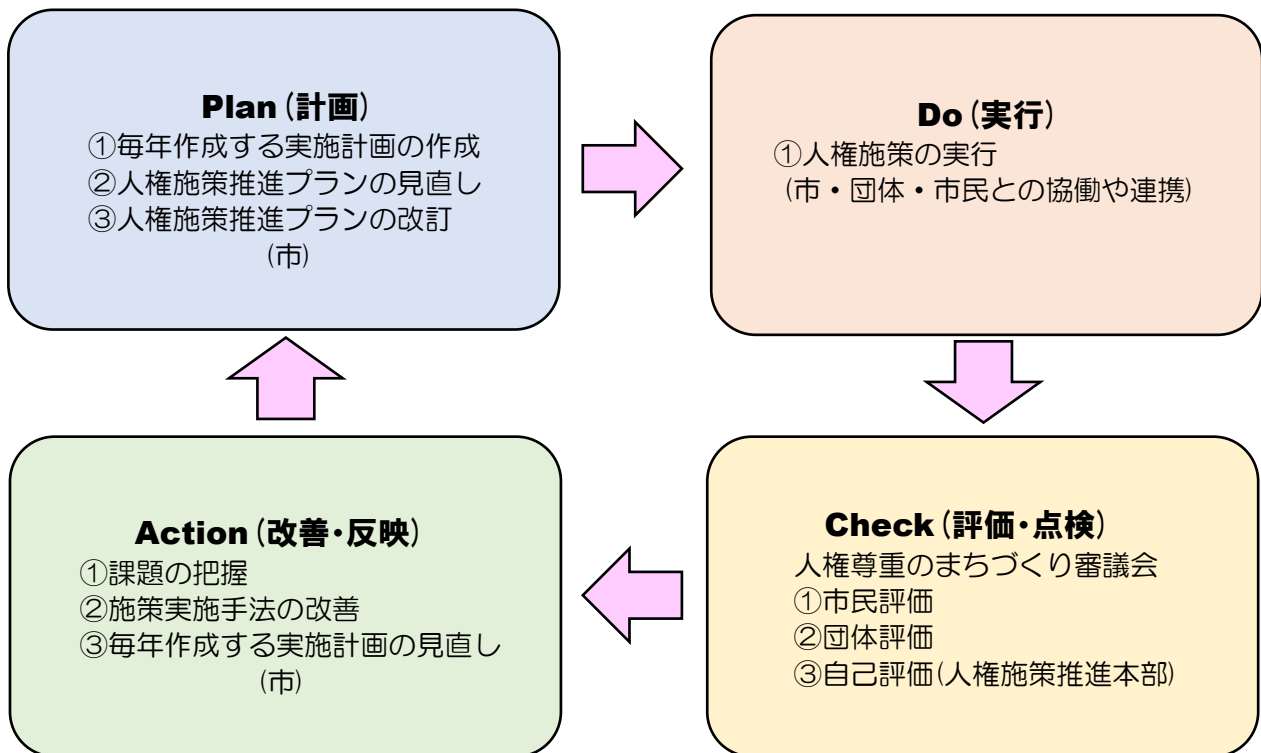
各種団体に対するアンケートやヒアリング調査を定期的な実施し、市民活動の状況や地域が抱える人権問題を把握し、施策の効果の参考とします。

③ 自己評価

庁内組織を設置し、各部署の人権施策の進捗状況进行评估します。

PDCA サイクルとは

計画を策定し(Plan)、これを実行に移し(Do)、その成果を点検し(Check)、これを踏まえて改善し (Action)、さらに次の計画へとつなげていく(Plan) ものです。



資料目次

人権に関する主な法律の整備状況	65
人権施策に関する動き	66
岸和田市人権尊重のまちづくり条例	68
岸和田市自治基本条例(抜粋)	69
岸和田市人権施策基本方針(概要版)	71
岸和田市人権教育基本方針	75
大阪府人権尊重の社会づくり条例	76
大阪府人権施策推進基本方針	
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	77
日本国憲法(抜粋)	78
岸和田市人権施策推進プラン策定の経過	79
岸和田市人権尊重のまちづくり審議会 委員名簿	80

■人権に関する主な法律の整備状況

人権啓発・人権擁護

人権擁護委員会法	昭和 27 (1952)年施行
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	平成 12 (2000)年施行

女性の人権

母子及び父子並びに寡婦福祉法	昭和 39(1964)年施行
雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律	昭和 47(1972)年施行
男女共同参画社会基本法	平成 11(1999)年施行
ストーカー行為等の規制等に関する法律	平成 12(2000)年施行
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	平成 13(2001)年施行
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	平成 27(2015)年施行

子どもの人権

教育基本法	昭和 22 (1947)年施行
学校教育法	昭和 22 (1947)年施行
児童福祉法	昭和 23 (1948)年施行
児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律	平成 11(1999)年施行
児童虐待の防止等に関する法律	平成 12 (2000)年施行
子ども・若者育成支援推進法	平成 22 (2010)年施行
いじめ防止対策推進法	平成 25 (2013)年施行
子どもの貧困対策の推進に関する法律	平成 26 (2014)年施行
義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律	平成 29 (2017)年施行

高齢者の人権

老人福祉法	昭和 38 (1963)年施行
高齢者等の雇用の安定等に関する法律	昭和 46 (1971)年施行
高齢社会対策基本法	平成 7(1995)年施行
高齢者の居住の安定確保に関する法律	平成 13 (2001)年施行
高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律	平成 18 (2006)年施行
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	平成 18 (2006)年施行

障がい者の人権

身体障害者福祉法	昭和 25 (1950)年施行
知的障害者福祉法	昭和 35 (1960)年施行
障害者の雇用の促進等に関する法律	昭和 35 (1960)年施行
障害者基本法	平成 5 (1993)年施行
身体障害者補助犬法	平成 14 (2002)年施行
発達障害者支援法	平成 17(2005)年施行
障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律	平成 24 (2012)年施行
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	平成 25 (2013)年施行
国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律	平成 25 (2013)年施行
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	平成 28 (2016)年施行
障害者による文化芸術活動の推進に関する法律	平成 30 (2018)年施行
旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律	平成 31(2019)年施行

同和問題

同和对策事業特別措置法	昭和 44 (1969)年施行 昭和 57(1982)年失効
地域改善対策特別措置法	昭和 57(1982)年施行 昭和 62 (1987)年失効
地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律	昭和 62 (1987)年施行 平成 14 (2002)年失効
部落差別の解消の推進に関する法律	平成 28 (2016)年施行

外国人の人権

出入国管理及び難民認定法	平成 31(2019)年施行
日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法	平成 3 (1991)年施行
本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律	平成 28 (2016)年施行

HIV 感染者の人権

感染症の予防及び感染症の患者に関する医療に関する法律	成 11 (1999)年施行
----------------------------	----------------

ハンセン病回復者やその家族の人権

らい予防法の廃止に関する法律	平成 8 (1996)年施行 平成 21(2009)年廃止
ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律	平成 13 (2001)年施行
ハンセン病問題の解決の促進に関する法律	平成 21(2009)年施行
ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律	令和元(2019)年施行

こころの病

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	昭和 25(1950)年施行
---------------------	----------------

犯罪被害者や家族の人権

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律	昭和 56(1981)年施行
犯罪被害者等基本法	平成 17(2005)年施行

ホームレスの人権

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法	平成 14(2002)年施行
-----------------------	----------------

性的マイノリティの人権

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律	平成 16(2004)年施行
-------------------------	----------------

職業や雇用をめぐる人権問題

労働基準法	昭和 22 (1947)年施行
育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律	平成 4 (1992)年施行
短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律	平成 31(2019)年施行

インターネットによる人権侵害

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律	平成 14 (2002)年施行
インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律	平成 15 (2003)年施行
青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律	平成 21(2009)年施行
私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律	平成 26 (2014)年施行

北朝鮮による拉致問題

北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律	平成 15 (2003)年施行
拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律	平成 18 (2006)年施行

個人情報保護

個人情報の保護に関する法律	平成 15 (2003)年施行
---------------	-----------------

その他

生活保護法	昭和 25 (1950)年施行
刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律	平成 18 (2006)年施行
自殺対策基本法	平成 18 (2006)年施行
住宅確保要否已慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律	平成 19 (2007)年施行
探偵業の業務の適正化に関する法律	平成 19 (2007)年施行
生活困窮者自立支援法	平成 27 (2015)年施行
再犯の防止等の推進に関する法律	平成 28 (2016)年施行
アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律	令和元(2019)年施行

人権施策に関する動き(概要)

大 阪 府	年 度	岸 和 田 市
	1972 年 (S47)	「岸和田市解放教育推進協議会」発足
	1975 年 (S50)	人権擁護都市宣言
	1978 年 (S53)	校区別人権問題研修会開催開始
	1979 年 (S54)	「岸和田市解放教育推進協議会」が「岸和田市人権啓発推進協議会」に改組
	1980 年 (S55)	「人権だより(仮称)」発行 「人権を考える市民の集い」開催開始
	1981 年 (S56)	障害者福祉都市宣言 「人権だより第 2 号」から「人の輪」に改称
	1983 年 (S58)	核兵器廃絶・平和都市宣言
	1984 年 (S59)	「世界人権宣言岸和田連絡会議」結成
「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」施行	1985 年 (S60)	
	1988 年 (S63)	「人権問題に関する市民意識調査」実施
	1992 年 (H4)	岸和田っ子宣言
「大阪府個人情報保護条例」施行	1996 年 (H8)	
「大阪府人権尊重の社会づくり条例」施行	1998 年 (H10)	「人権問題に関する市民意識調査」実施
「人権教育基本方針」策定 「人権教育推進プラン」策定	1999 年 (H11)	「岸和田市人権施策基本方針」策定
	2000 年 (H12)	「岸和田市個人情報保護条例」施行
「大阪府人権施策推進基本方針」策定	2001 年 (H13)	
「大阪府男女共同参画推進条例」施行 「大阪府在日外国人施策に関する指針」策定	2002 年 (H14)	「岸和田市人権教育基本方針」策定
	2004 年 (H16)	「人権教育基本的推進方向」策定
「大阪府人権教育推進計画」策定	2005 年 (H17)	「岸和田市人権施策基本方針」改訂 「岸和田市人権尊重のまちづくり条例」施行

	2006 年 (H18)	「岸和田市人権啓発推進協議会」が「岸和田市人権協会」に改組 「岸和田市人権施策推進プラン」策定
	2007 年 (H19)	「岸和田市人権施策推進プラン」改訂
	2008 年 (H20)	「人権教育基本的推進方向」改訂
「大阪府障害者等の雇用の促進等と就労の支援に関する条例」施行	2010 年 (H22)	「岸和田市人権教育基本方針」改訂
「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」改正 「大阪府子どもを虐待から守る条例」施行	2011 年 (H23)	「岸和田市男女共同参画推進条例」施行 「在日外国人教育に関する指導の指針」施行
	2013 年 (H25)	「岸和田市人権尊重のまちづくり審議会規則」施行
「大阪府人権教育推進計画」改訂 「大阪府障がい者差別解消ガイドライン」策定 「大阪府差別のない社会づくりのためのガイドライン～すべての人の人権が尊重される社会をめざして～」策定 「大阪府個人情報保護条例」改正	2015 年 (H27)	「岸和田市いじめ防止基本方針」策定
「大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」施行	2016 年 (H28)	「岸和田市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」施行 「岸和田市教育大綱」策定 「岸和田市いじめ防止基本方針」改訂
「大阪府障がい者差別解消ガイドライン」策定	2018 年 (H30)	岸和田市人権尊重のまちづくり審議会発足 「岸和田市いじめ防止基本方針」改訂
「大阪府犯罪被害者等支援条例」施行	2019 年 (H31)	「岸和田市人権教育基本方針」改訂 「人権教育基本的推進方向」改訂 「岸和田市手話言語条例」施行
「大阪府人権尊重の社会づくり条例」改正 「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」施行 「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」施行	2019 年 (R01)	
「大阪府障がい者差別解消ガイドライン」改訂 「大阪府差別のない社会づくりのためのガイドライン～すべての人の人権が尊重される社会をめざして～」改訂 「大阪府障害者等の雇用の促進等と就労の支援に関する条例」改正 大阪府パートナーシップ宣誓証明制度開始	2020 年 (R02)	「岸和田市人権施策基本方針」改訂 「人権問題に関する市民意識調査」実施
「大阪SDGs行動憲章」策定 「大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」改正 「大阪府人権施策推進基本方針」改訂	2021 年 (R03)	「在日外国人教育に関する指導の指針」改正
	2022 年 (R04)	「岸和田市人権施策推進プラン」改訂

岸和田市人権尊重のまちづくり条例

平成17年12月27日条例第76号
改正 平成25年3月26日条例第16号

(目的)

第1条 この条例は、日本国憲法及び世界人権宣言を基本理念として、何人にも基本的人権が保障され、人間の尊厳が侵されることのないよう、あらゆる差別をなくし、もってすべての人権が尊重される豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

(市の役割)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、市民の自主性を尊重しながら、市民の人権意識の高揚を図るための施策及び人権擁護のための施策(以下「人権に関する施策」という)を積極的に推進するものとする。

(市民の役割)

第3条 市民は、互いに基本的人権を尊重し、人権意識の向上に努める。

(施策の推進)

第4条 市は、市民、事業者、関係行政機関、関係諸団体等と連携を図りながら、人権に関する施策を総合的に推進するよう努めるものとする。

(審議会への諮問)

第5条 市長は、人権に関する施策の総合的な推進についての計画、方針等を定めようとするときは、別に条例で設置する岸和田市人権尊重のまちづくり審議会に諮問し、その意見を聴かなければならない。当該計画、方針等を変更しようとする場合も、同様とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第12号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成25年3月26日条例第16号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。(後略)

岸和田市自治基本条例(抜粋)

平成16年12月10日条例第16号

改正 令和元年12月16日条例第31号

前文

私たちは、茅渚^{ちぬ}の海から和泉葛城の山に至る美しく豊かな自然に対して深い愛着を抱いています。青い海と空をこよなく愛し、水の恵みと大地の実りへの感謝の気持ちを忘れず、その源となる山々への畏敬^{いけい}の念を胸に強く刻み込んできました。

私たちのまちは、この恵まれた地勢をいかした農業や林業、水産業を中心としながら、一方で、地場産業を育み、工業化を進め、都市として発展してきました。

また、城下町としての歴史と伝統が息づき、だんじり祭りをはじめとした伝統行事や民俗文化が継承されてきています。

私たちは、いにしえより先人たちが守り続けてきたこれらの自然と、起こし育ててきた産業や伝統、培われてきた文化を受け継ぎ、次世代へ引き継いでいかなければなりません。

これらを礎としながら、平和を願い、次代を担う子どもたちを育み、それぞれの責任と役割を自覚し、助け合いながら、一人ひとりの命の尊さや人間の尊厳を認識し、すべての人権を尊重する豊かなまちづくりに取り組んでいきます。

私たちは、市民が自治の主体、市政の主権者であることを認識し、自らの地域は自らの手で築いていこうとする意思を明確にし、自ら考え、行動することで、常に安心していつまでも住み続けることができる、個性豊かな持続性のある地域社会、すなわち「市民自治都市」の実現を目指します。

今、ここに「市民自治都市」を実現していくための基本原理として岸和田市自治基本条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、岸和田市における自治の基本理念を明らかにし、市民及び事業者の権利及び責務並びに市長及び議会の権能及び責務を明確にするとともに、市政に関する基本的な事項を定めることにより、市民自治都市を実現し、市民福祉の向上を目指すことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住み、働き、若しくは学ぶ人又は市内に事業所を置く次号に規定する事業者をいう。
- (2) 事業者 市内で事業活動を行う者をいう。
- (3) 参画 市の政策の立案、実施及び評価に至る過程に、責任を持って主体的に関与することをいう。
- (4) 協働 市民、事業者及び市が、それぞれの責任と役割分担に基づき、互いの特性を尊重しながら協力しあうことをいう。

(基本原則)

第3条 第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げることをこの条例の基本原則とする。

- (1) 市民、事業者及び市は、一人ひとりの人権を尊重すること。
- (2) 市民及び市は、互いに市政に関する情報を共有しあうこと。
- (3) 市民は、市政への参画の機会が保障されること。
- (4) 市民、事業者及び市は、協働してまちづくりを行うこと。
- (5) 市民の公益的活動は、自主性を基本とし、尊重されること。

第2章 市民及び事業者の権利及び責務

（市民の権利）

第4条 市民は、自己の責任において的確に判断できるよう、市政に関する情報を知る権利及び市政に参画する権利を有する。

2 前項に規定する市民の権利は、公共の福祉に反しない限り最大限に尊重され、市民は、権利の行使に際しては不当に差別的な扱いを受けない。

（市民の責務）

第5条 市民は、相互に多様な価値観を認め合い、自らの発言と行動に責任を持ち、まちづくりに取り組むよう努める。

2 市民は、持続可能なまちづくりを進めるため、環境の保全に努める。

3 市民は、市政に関する認識を深め、市と協働して地域社会の発展に寄与するよう努める。

（事業者の権利）

第6条 事業者は、自己の責任において的確に判断できるよう、市政に関する情報を知る権利を有する。

2 前項に規定する事業者の権利は、公共の福祉に反しない限り最大限に尊重され、事業者は、権利の行使に際しては不当に差別的な扱いを受けない。

（事業者の責務）

第7条 事業者は、事業活動を行うに当たり、自然環境及び生活環境に配慮するよう努める。

2 事業者は、社会的な役割を自覚し、市民及び市と協働しながら地域との調和を図るよう努める。

第3章～第5章 省略

第6章 協働及び参画

（協働）

第16条 市民、事業者及び市は、相互理解と信頼関係のもとにまちづくりを進めるため、協働するよう努める。

2 市は、前項に規定する協働を推進するに当たり、市民及び事業者の自発的な活動を支援するよう努める。
この場合において、市の支援は、市民及び事業者の自主性を損なうものであってはならない。

第7章 以下省略

岸和田市人権施策基本方針

【概要版】

岸和田市人権施策基本方針の改訂について

岸和田市人権施策基本方針は、一人ひとりがあらゆる差別を受けることなく基本的人権を保障される社会をめざし、平成 11（1999）年 3 月に策定され、平成 17（2005）年に改訂されました。

その後、社会情勢は大きく変化し、インターネットを悪用した人権侵害やヘイトスピーチの発生など、人権を取り巻く環境も変化しています。平成 28（2016）年度の人権に関わる 3 つの法律の施行をはじめ、関係法令との整合を図るためにも「岸和田市人権施策基本方針」を改訂しました。

基本理念

- 一人ひとりがかけがえのない存在として尊重される差別のない社会の実現
- 誰もが個性や能力を活かして自己実現を図ることのできる豊かな人権文化の創造

一人ひとりがかけがえのない存在であるということを認識し、それぞれの個性や価値観、生き方などの違いを認めあい、多様性を尊重する社会をめざします。

人権施策の基本方向

人権啓発と教育の推進

- (1) 人権啓発の推進
 - ① 様々なタイプの啓発
 - ② 身近で継続的な啓発
 - ③ 団体や地域との協働による啓発
- (2) 人権教育の推進
 - ① あらゆる場での人権教育
 - ② 実態把握に努め、すべての人の自立や自己実現をめざす人権教育
 - ③ 地域社会における人権教育・学習の充実・振興
 - ④ 人権及び人権問題に関する深い認識と実践力を身につけた熱意ある指導者の育成

相談体制の充実

- (1) 身近に感じられるものに相談窓口の PR を強化
 - (2) フレキシブルな対応のために
 - ・ 様々な方法による相談対応
 - ・ 夜間や専門的な対応のための大阪府人権相談窓口との連携
 - (3) 新しい方法として人権擁護委員による相談の広域開催
- 様々な機関や団体との連携による、困りごとの早期解決の仕組みづくり

人権問題の把握

- (1) 庁内各部署の連携
 - ・ 各課の施策推進状況からの人権問題の把握
 - ・ 各部署が主体的に人権の視点をもった施策を進める仕組みづくり
- (2) 関係機関・団体との連携
 - ・ 情報の交換、共有による効果的な施策推進
- (3) 市民意識調査の実施
人権問題把握のための調査実施を検討

取り組むべき主要課題と対応方針（概要）

①女性の人権

女性だから、という理由で人権を侵害されない社会づくりのための施策の推進

②子どもの人権

子どもが権利の主体であることの理解を促し、尊重される社会づくりのための施策の推進

③高齢者の人権

高齢者が尊厳を保ちながら、自分らしい生き方を選択し決定できる社会をめざす施策の推進

④障害のある人の人権

当事者の意思や権利を尊重し、主体性を理解する共生社会をめざす施策の推進

⑤被差別部落(同和地区)出身者の人権

部落差別を正しく理解するための教育と啓発など、部落差別の解消のための施策の推進

⑥地域で暮らす外国籍の人の人権

歴史的経緯を踏まえ、多文化共生社会づくりのための施策の推進

⑦HIVや様々なウイルスの感染者の人権

疾病への正しい理解を促し、偏見や差別の解消のための施策の推進

⑧HIV病患者・元患者(回復者)の人権

HIV病への正しい知識と理解を深めるための施策の推進

⑨刑を終えて出所した人の人権

当事者が排除されずに安定した生活ができるよう、社会の理解と支援につながる施策の推進

⑩犯罪被害者の人権

当事者が平穏な生活を取り戻すことを社会で支えるための施策の推進

⑪インターネットを悪用した人権侵害

人権侵害の予防のための教育や啓発をはじめとする施策の推進

⑫北朝鮮当局による人権侵害問題

被害者の一日も早い帰国をめざして、政府を後押しする施策の推進

⑬ホームレスの人の人権

ホームレスの人に対する偏見や差別の解消、自立を支援するための施策の推進

⑭性的マイノリティ(少数者)の人権

性の多様性への理解を促し、当事者の支援につながる施策の推進

⑮労働者をめぐる人権

関係法の周知と人権意識の向上のための施策の推進

⑯当事者の家族の人権

問題への理解を促し、差別や偏見の解消につながる施策の推進

⑰様々な人権問題

アヘンの人々への偏見や差別の問題、自殺(自死)に関する対応、人身取引の問題や容貌に関する「見た目問題」など、様々な人権問題への理解を促し、差別や偏見の解消につながる施策の推進

推進体制

総合調整機能の強化

(1) 人権意識の高揚のために

市民一人ひとりが、人権の意義や価値についての理解を深め、すべての人の人権を尊重する態度や行動を身につけるための啓発をします。

様々な機会を捉えて、気づきの場の提供に努めます。

(2) 人権擁護を進めるために

人権相談をとおして困りごとを解消し、市民が自己実現に近づくことができるよう支援します。市民が主体的に解決方法を選択できるよう、相談スキルの向上に努めます。各種相談機関や公的支援制度、NPO等が実施する援助活動など、人権擁護に関する様々な支援情報を効果的に提供します。

(3) 人権問題の把握のために

市民の困りごとのほか、地域における課題を把握し適切な対応がとれるよう、相談窓口を周知するほか、各種団体との連携強化に努めます。

庁内体制

(1) 職員の意識向上のために

人権が尊重される社会の実現に深く関わる立場にある職員が、常に人権尊重の意識や態度をもって職務の遂行に臨むことが重要です。関係部署が連携し、市職員に対する人権研修を充実します。

(2) 横断的な取り組みのために

「岸和田市人権施策推進プラン」の改定及び進行管理に取り組むための仕組みをつくります。また、市内における人権課題や岸和田市人権尊重のまちづくり審議会における様々な意見や提言をふまえ、各部署が主体的に人権擁護の視点に根ざした事業を推進するために必要な協力、連携に努めます。

関係機関・団体との連携

(1) 行政機関との連携

人権施策を効果的に推進するために、法務局、労働基準監督署、公共職業安定所等の関係機関や大阪府、府内市町村との協力・連携に引き続き努めます。

(2) 各種団体との連携

効果的な啓発活動を継続します。人権問題を的確にとらえる感性や人権を重視する姿勢を育むために、家庭・学校・職場・地域などの身近なところで、気づきや学びの機会をつくります。

また、人権問題に取り組む様々な団体や機関との連携を強化し、様々な社会資源の活用により誰もが「自分らしさ」を失わず地域で安心して暮らせるような仕組みを充実させます。

岸和田市人権施策基本方針の体系図

基本理念

- ◆ 一人ひとりがかけがえない存在として尊重される差別のない社会の実現
- ◆ 誰もが個性や能力を活かして自己実現を図ることのできる豊かな人権文化の創造

人権施策の基本方向

人権啓発と教育の推進

相談体制の充実

人権問題の把握

取り組むべき主要課題

- | | |
|-----------------------|---|
| 1 女性の人権 | 10 犯罪被害者の人権 |
| 2 子どもの人権 | 11 インターネットを悪用した人権侵害 |
| 3 高齢者の人権 | 12 北朝鮮当局による人権侵害問題 |
| 4 障害のある人の人権 | 13 ホームレスの人の人権 |
| 5 被差別部落(同和問題)出身者の人権 | 14 性的マイノリティ(少数者)の人権 |
| 6 地域で暮らす外国籍の人の人権 | 15 労働者をめぐる人権 |
| 7 HIV や様々なウイルスの感染者の人権 | 16 当事者の家族の人権 |
| 8 ハンセン病患者・元患者(回復者)の人権 | 17 様々な人権問題 |
| 9 刑を終えて出所した人の人権 | 17 様々な人権問題
17 様々な人々などへの偏見や差別、自殺(自死)に関する対応、人身取引の問題、容貌に関する「見た目問題」 など |

推進体制

総合調整機能の強化

庁内体制

関係機関・団体との連携

岸和田市市民環境部人権・男女共同参画課

〒596-8510 岸和田市岸城町7番1号 TEL(072)423-9562 FAX(072)423-0108

E-mail: jinkens@city.kishiwada.osaka.jp

岸和田市ホームページ: <https://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/26/> 令和2(2020)年10月

岸和田市人権教育基本方針

岸和田市教育委員会

国連は、「人類社会すべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利を承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎である」との認識のもと、1948年に「世界人権宣言」を採択した。これは、恒久的世界平和の実現をめざした国連が、その基礎としての人権確立の重要性を宣言したものである。そして、この基本精神を具現化するために、今日まで、国際人権規約をはじめ、子どもの権利条約等、人権に関する諸条約を採択し、人権が尊重される社会の実現に取り組んできた。

こうした取組の中から、1994年第49回国連総会において、あらゆる人権問題の解決に向けて教育や啓発を推進し、人権という普遍的文化の創造を目指す「人権教育のための国連10年」が決議された。

岸和田市では、1975年に「人権擁護都市宣言」・1981年に「障害者福祉都市宣言」・1983年に「核兵器廃絶・平和都市宣言」を決議し、「人間尊重と環境保全」を市政の基本理念として、基本的人権の尊重、あらゆる差別の撤廃と明るく平等な社会の実現に努めてきた。

しかし、わが国においては、依然として、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、在日外国人、性的マイノリティ等さまざまな人権問題が存在している。また、新型コロナウイルス感染症に伴う偏見や差別等、社会情勢の変化により新たな問題も発生している。

人権が尊重される社会をつくるためには、すべての人々が人権問題について自ら積極的に考え、行動することが必要である。このことは、人々のたゆまない努力によって達成されるものであるが、中でもその基礎となる教育の果たす役割は大きい。

以上の観点に立って、国際人権規約及び子どもの権利条約、日本国憲法及び教育基本法並びに岸和田市人権施策基本方針等の精神にのっとり、岸和田市の教育分野における人権教育を推進するための基本方針を次のように定める。

- 1 人権及び人権問題に関する正しい理解を深め、主体的な思考力、判断力を養い、自らの課題として積極的に取り組むとともに、社会の一員としての責任を自覚し、豊かな人権感覚を持って行動する民主的な人間の育成をめざし、教育のあらゆる場において人権教育を推進する。
- 2 人権問題が社会の変化に伴い様々な形で生じうる問題であることを踏まえ、その実態把握に努めるとともに、すべての人々の自立、自己実現、豊かな人間関係づくりが図られるよう人権教育を推進する。
- 3 市民一人ひとりが主体的に、学習活動を通じて、人権及び人権問題の理解と認識を深め、様々な文化、習慣、価値観等を持った人々が、それぞれのアイデンティティを保ちながら豊かな社会生活を送ることができるよう、地域社会における人権教育・学習の充実・振興を図る。
- 4 人権教育を推進するため、人権及び人権問題に関する深い認識とそれに基づいた実践力を身につけた熱意ある指導者の育成を図る。

本方針の実施に当たっては、教育の主体性を保ち、学校教育と社会教育の連携を図るとともに、関係諸機関及び諸団体とそれぞれの役割を分担しつつ一層連携して推進していく。

令和3年4月1日

大阪府人権尊重の社会づくり条例

平成10年10月30日大阪府条例第42号
一部改正 令和 元年10月30日大阪府条例第23号

全ての人間が固有の尊厳を有し、かつ、基本的人権を享有することは、人類普遍の原理であり、世界人権宣言及び日本国憲法の理念とするところである。

かかる理念を社会において実現することは、私たち全ての願いであり、また責務でもある。

しかしながら、この地球上においては、今日もなお、社会的身分、人種、民族、信条、性別、障害があること等に起因する人権侵害が存在しており、また、我が国においても人権に関する諸課題が存在している。

さらに、私たち一人ひとりが人権を行使するに当たっては、社会の構成員としての責任を自覚し、かつ、他人の人権の尊重を念頭に置くべきであるという道理を、より一層浸透させていかなければならないという課題も存在している。

人権尊重の機運が国際的にも高まる中で、大阪が世界都市として発展していくためにも、私たち一人ひとりが命の尊さや人間の尊厳を認識し、全ての人の人権が尊重される豊かな社会を実現することが、今こそ必要とされている。

私たち一人ひとりが、こうした人権尊重の社会づくりを進めるために、たゆまぬ努力を傾けることを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、人権尊重の社会づくりに関する府、府民及び事業者の責務を明らかにするとともに、府民の人権意識の高揚を図るための施策及び人権擁護に資する施策(以下「人権施策」という。)の推進の基本となる事項を定め、これに基づき人権施策を実施し、もって全ての人の人権が尊重される豊かな社会の実現を図ることを目的とする。

(府の責務)

第2条 府は、前条の目的を達成するため、施策を実施するに当たって人権尊重の社会づくりに資するよう努めるとともに、人権施策を積極的に推進するものとする。

2 府は、人権施策の推進に当たっては、国及び市町村との連絡調整を緊密に行うとともに、市町村、事業者及び府民との協働により、人権尊重の社会づくりを積極的に推進するための体制を整備するものとする。

(府民の責務)

第3条 府民は、人権尊重の社会づくりの推進について理解を深めるとともに、府が実施する人権施策の推進に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、人権尊重の社会づくりの推進について理解を深め、その事業活動を行うに当たり、人権尊重のための取組を推進するとともに、府が実施する人権施策の推進に協力するよう努めるものとする。

(基本方針の策定)

第5条 知事は、人権施策を総合的に推進するために必要な事項を定めた基本方針を策定しなければならない。

2 知事は、前項の基本方針を策定し、又は変更するときは、あらかじめ大阪府人権施策推進審議会(以下「審議会」という。)に諮問の上、その答申を添えて府議会の意見を聴かなければならない。

3 知事は、前項の意見を勘案した上で、第1項の基本方針を策定し、又は変更しなければならない。

(審議会への諮問等)

第6条 審議会は、人権施策の推進に関し、知事の諮問に応じ、意見を述べることができる。

2 審議会の会議は、原則として公開とする。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成 12 年 12 月 6 日号外法律第 147 号

最終改正 平成 12 年 12 月 6 日号外法律第 147 号

(目的)

第一条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵(かん)養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。

(基本理念)

第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第七条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第九条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法(平成八年法律第百二十号)第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

日本国憲法(抜粋)

昭和 21(1946)年 11 月 3 日公布

昭和 22(1947)年 5 月 3 日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。

われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

(基本的人権)

第 11 条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

(個人の尊重と公共の福祉)

第 13 条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

(平等原則、貴族制度の否認及び栄典の限界)

第 14 条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

(信教の自由)

第 20 条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

(集会、結社及び表現の自由と通信秘密の保護)

第 21 条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

(居住、移転、職業選択、外国移住及び国籍離脱の自由)

第 22 条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

(学問の自由)

第 23 条 学問の自由は、これを保障する。

(家族関係における個人の尊厳と両性の平等)

第 24 条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

(教育を受ける権利と受けさせる義務)

第 26 条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

岸和田市人権施策推進プラン策定の経過

開催年	日 付	内 容
令和2 (2020)年	6月～7月	庁内ヒアリング
	7月 15 日	令和2年度 第1回岸和田市人権尊重のまちづくり審議会
	9月 24 日	令和2年度 第2回岸和田市人権尊重のまちづくり審議会
	11月 5 日～ 11月 25 日	人権問題に関する市民意識調査
令和3 (2021)年	3月 28 日～ 5月 28 日	地域団体アンケート(対象 : 20 団体 回答: 17 団体)
	6月 25 日～ 9月 10 日	関係団体アンケート(対象 : 37 団体 回答: 33 団体)
	7月 8 日	令和3年度 第1回岸和田市人権尊重のまちづくり審議会
	9月 21 日	令和3年度 第2回岸和田市人権尊重のまちづくり審議会
	10月 29 日	令和3年度 第3回岸和田市人権尊重のまちづくり審議会
令和4 (2022)年	1月●日～ 2月●日	意見公募(パブリックコメント)
	3月 ● 日	令和3年度 第4回岸和田市人権尊重のまちづくり審議会

岸和田市人権尊重のまちづくり審議会委員名簿

区 分	委 員 名	所属・職名など
会 長	石元 清英	関西大学名誉教授
副会長	高松 弘子	岸和田市人権協会
	上杉 孝實	京都大学名誉教授
	副島 久満子	弁護士
	奈良岡 仁	岸和田市人権啓発企業連絡会
	石川 将之	岸和田人権擁護委員協議会岸和田市地区委員会
	宮前 綾子	大阪府人権協会
	吉田 妙子	岸和田市老人クラブ連合会
	柿本 早月子	岸和田地区保護司会
	小西 正	岸和田障害者・児関係団体連絡協議会
	谷 文代	岸和田市民生委員児童委員協議会
	松本 光雄	岸和田市国際親善協会
	新田 昭二	岸和田市人権教育研究協議会
	鈴木 八恵	公募した市民
	西野 昭政	公募した市民

岸和田市人権施策推進プラン

発行年月 令和4年3月

発 行 岸和田市市民環境部 人権・男女共同参画課

〒596-8510 岸和田市岸城町 7 番 1 号

TEL:072-423-9562/FAX:072-423-0108

E-Mail:jinkens@city.kishiwada.osaka.jp

